

○議長（熊谷雅幸） ただいまの出席議員は10名であります。

ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布しておりますので、御了承願います。

なお、本日の会議中、総務課広報広聴係の写真撮影及び報道機関の取材について許可をしておりますので、御了承願います。

○議長（熊谷雅幸） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

6番向山議員、質問席へ着席願います。

6番向山議員。

○6番（向山博） 6番向山でございます。

私からは2点質問させていただきます。

まずはじめに、農地賃貸借料金決定のプロセスについて、農業委員会会長に御質問させていただきます。

蘭越町農業委員会が公表している過去1年間の実績に基づく賃貸料は、地域によっては公表価格より高い賃料で取引されているケースがある一方で、農地中間管理機構を通じた賃貸借契約では、集積を優先するために価格が低くなると聞き及んでおります。

特に、一昨年からの資材高騰や米価の不安定な状況下で、貸し手は固定資産税分は確保したいと考え、借り手はコスト増で支払が厳しいという板挟みの状況にあると感じております。

賃貸借料金検討などの場で借り手である担い手側の意見が強く反映されすぎていないか。また、貸し手の一般農家や農地所有者の意見が十分反映されているのか、賃貸借料金決定のプロセスについてお伺いします。

よろしく願いいたします。

○議長（熊谷雅幸） 中井農業委員会会長。

○農業委員会会長（中井悟） 農業委員会の中井でございます。

向山議員の農地賃貸料料金決定のプロセスについて、御質問にお答えさせていただきます。

農地の賃借料における賃貸料金の設定につきましては、かつては農業委

員会において協議を行い、作物の生産量や地理的条件に応じた区分により、各区域ごとにおける賃貸料の目安となる標準小作料について、農業資材価格や農産物販売価格の動向を反映し、設定しておりました。

しかしながら、平成21年に施行された農地法改正により、この標準小作料制度は廃止されて、代わりに区域における過去1年間における賃借料の平均額と最高額、最低額について、実勢賃貸料として情報提供を行っております。

この法改正により、農地の賃借料の決定については、原則として市場原理、つまり、貸し主と借り主に委ねることになり、農業委員会はあくまでもそのための情報提供を行うことになっており、現在の農地中間管理機構を通じた賃貸借契約においても、この役割は変わってはおりません。

ただし、農業委員会で提供する農地の賃貸料情報につきましては、あくまでもその区域における過去1年の平均額と最高額、最低額であり、実際には同じ区域であっても、その農地における基盤整備の有無などの耕作利便性や農地土壌の状態と様々な条件に違いがあるため、これだけでは農地の貸し手、借り手にとって、賃貸借料金を決定するに当たり、情報としては乏しいものというのが現実でございます。

そのため、農地の貸し手、借り手のどちらか、または両方から依頼があったときには、その区域を担当する農業委員がそのほ場ごとに条件を踏まえた現在の実勢相場についてアドバイスを行っております。

その際には、議員の指摘どおり、借り手、貸し手のどちらか一方の意見だけ強く反映されないよう留意しなければならないのはもちろんのことですが、農業委員のアドバイスは指示ではなく参考であり、最後に賃貸料を決定するのはあくまでも借り手と貸し手の合意であるということを御理解いただきたいと思います。

今回、議員から指摘のありました件につきましては、これからも今まで同様に貸し手と借り手、それぞれの意見を十分に考慮しながら、公平であることに留意して進めるよう、農業委員会として取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（熊谷雅幸） 向山議員。

○6番（向山博） はい。ありがとうございました。

会長からはあなたも御存じでしようって言われるかと思ってましたので、

私自身、過去に農業委員として地域の農地の賃貸や調整の現場に携わってきた経験から、農地の賃貸借料金については、形式上は相対取引ではあるものの、実際には地域の慣行や情報の偏り等により、必ずしも公平な条件で決定されるとは言えない面もあると感じております。

特に、近年は高齢で、交渉力の弱い農地所有者の場合、十分な情報を持たないまま契約に至るケースもあると思っております。

先ほど合意による契約とおっしゃいましたけども、そこに農業委員が携わっているいろんな話し合いなんかもしてくれているんですけども、過去の賃貸借実績や地域の標準的な賃料について、町や農業委員会などはどのように把握し、公開しておられるのか。高齢の農地所有者などの弱い立場の方の意見をどのように反映されておられるのか。もう一度お願いしたいと思います。

○議長（熊谷雅幸） 高田農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（高田幸則） ただいま御質問ありました件についてお答えさせていただきます。

まず、標準の賃貸料の公表についてなんですけれども、これは月に一度更新しまして町のホームページ等で公表しております。あと、農地の賃貸借料についてはですね、貸し手についてはですね、離農後の生活資金としての側面もあることからですね、近年の物価高騰下において、少しでも高い賃貸料、望まれる気持ちも理解しております。

その一方でですね、受け手の側としましても、賃貸料のほかに土地改良区の維持賦課金、この負担がある地域もあったりとかですね、あと、現状の人員と農機具、設備で耕作可能な面積の上限に達している農業者も多く、更なる経営面積拡大する場合にはですね、人員の増やですね、多額の設備投資必要となる状態となっていることも事実です。

そのような状況の中でですね、国の農業政策がですね、その場しのぎの見直しを繰り返しております、目指すべき方向性定まらないためですね、農業者が長期的な展望を描くことができずにですね、将来に不安を感じて更なる規模拡大を躊躇する農業者も多いのも現実です。

それで、貸し手側の供給とですね、借り手側の需要にずれが生まれて、特に基盤整備進んでない小規模なほ場については、受け手が見つかりにくい状況となっております。

このような情勢を踏まえながらですね、農業委員会としましては、貸し手、借り手それぞれの意見聞きながらですね、公平な立場での助言を行うとともにですね、受け手であり、将来を担う農業者がですね、将来の長期的な展望を描くことができ、安心してですね、規模拡大に舵を切りですね、その結果として農地の需要が高まるようなですね、一貫した農業政策、それと施策ですね、それを求めて国会議員に対する要望書の提出などを行っております。こういった活動を続けながらですね、受け手、出し手、どちらにとっても良いような方向性を探っていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（熊谷雅幸） 向山議員。

○6番（向山博） ちょっと繰り返しになるとは思いますけども、この農地の賃貸借料金の決定のプロセスというのはすごく大事なことだと思っております。

それで、今流行りのアプリでどうかなるわけではないですけども、町長にちょっとお伺いしたいと思っておりますけども、農地は大切な地域の大切な資源でございますので、特に高齢の農地所有者が安心して農地を貸せる仕組みをつくることが重要と考えますけれども、町長の御意見をお聞かせ願ひたいと思っております。

○議長（熊谷雅幸） 金町長。

○町長（金秀行） 向山議員の再質問にお答えしたいと思います。

農業委員会の会長宛ての質問で、農地の賃貸借決定のプロセスということでしたので、町のほうの立場としては生産者の方が借り手、さらには受け手というか、そういう部分の中で公平性を保つと、先ほど局長のほうからもお話がありましたので、私はその部分で農業委員さんとして各地域に入ってやっていってくれてるのではないかなというふうに感じているところです。

町といたしましては、農地のその保有と、そういうような状況については、今、町のほうも担当課のほうで農業委員会と連携をとりながら、進めている部分もあります。

ですから、今、議員からおっしゃった高齢者の人方がどれだけそういうも

のがわかっているかとか、そういうような部分にはですね、いろいろ町の中では地区別懇談会とか、そういう部分もありますからね、そういう中でいろんな情報提供していくというような方法もあるのではないかなというふうには思っております。

ただ、いずれにしてもですね、自分の財産をやっぱり貸す、売る、そういう部分っていうのは大変なことだというふうに思います。

ですから、手放すほう、それを受けるほう、そういう部分の方々が、やはり合意性を持ってですね、きちっと行っていく。そのために、農業委員会と町の立場という部分があるのではないかなというふうに思っております。

議員からおっしゃられた、そういう不安を持ってる方がいるのであれば、そういうことをいかにしてこれから不安をなくすようなですね、情報提供とか、そういうものがやっていくか、それは農業委員会でも検討していってもらい、町のほうでも連携をとりながら、その部分のところを進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（熊谷雅幸） 向山議員。

○6番（向山博） この質問の最後ですけども、蘭越町の農地は地域の将来を支える大切な資源であります。農地賃貸借が円滑に行われることで、農地の集積と将来にわたって安定した米づくりが可能となります。

農地が有効に利用され、らんこし米のブランド化が今後も維持されることを期待して、まず一つ目の質問を終わりたいと思います。

○議長（熊谷雅幸） 農業委員会。

高田農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（高田幸則） 今、議員おっしゃったことをですね、きちんと胸に刻んで事務を進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願い致します。

○議長（熊谷雅幸） よろしいですか。

はい。2問目に移ってください。

向山議員。

○6番（向山博） 2つ目の質問に移ります。

町政懇談会についてでございます。

町長が町内各地を回り、直接住民の声を聴く現在の町政懇談会は平成に入ってから継続的な事業として定着したと認識しております。

行政の透明性と説明責任の確保や住民の声を政策に反映させる町民とのコミュニケーションを取る場として、この町政懇談会は重要な役割を担っていると思っております。

毎年11月下旬から12月上旬にかけて、主要地区センターで開催されておりますが、最近では人口減少や高齢化、参加者の顔ぶれは固定化しており、町側が用意した資料説明と個別の生活要望に終始しているのが現状のようでございます。

そこで、農業や観光、子育て等、テーマ別の開催はできないものか、町長のお考えをお願いします。

○議長（熊谷雅幸） 金町長。

○町長（金秀行） 向山議員の町政懇談会についての御質問にお答えをいたします。

町政懇談会については、住民との対話を通じて地域の実情を把握し、その課題に即した施策を予算に反映できるように、11月に町内全戸に町政懇談会資料を配付をして、その後に開催を希望されている地区において実施をしている状況でございます。今年ですと、8つの地区で開催をしております。現在は、資料の説明は省いて、町民との懇談の時間を長く持てるよう配慮しながら、テーマを絞らないかたちで実施をしているのが状況でございます。

毎年度生活をする上で、その地域に支障が生じていることや、幅広く町に対して要望事項など、様々な御意見をいただくことで町政に参考となることから、今後もこの事業については開催していきたいと考えているところでございます。

一方で、議員御指摘のとおり、テーマ別に絞ったかたちでの意見交換の場もこれは重要であるというふうに考えております。特定のテーマについて意見交換することで、課題解決などの具体策につながることも考えられると思っております。

内部で懇談の方法について検討しながら各団体や職種等に応じた懇談などの希望をお聞きしながら開催に向けて検討を進めていきたいと考えております。

いずれにしても、小学生、中学生、高校生との懇談、さらには地域団体等、それぞれが抱えている課題、要望等をお聞きし、町政に反映させながら、よりよいまちづくりを進めていくことが重要であるというふうに考えておりますので御理解を願います。

以上です。

○議長（熊谷雅幸） 向山議員。

○6番（向山博） ありがとうございます。

少子高齢化が進み、30年、40年前は、私達の地域でも8割、9割が農業者でございました。今はどうかといいますと、人口減少が進み、農家は私の地区では4戸ですね。4分の1ほどになってしまいました。

それで、地区で集まってもなかなか働く時間も違いますし、半分以上は年金生活者なので、いろいろやっぱり生活形態が違ってるので、なかなか統一してやるってのは難しいような状況でもあるし、高齢者にいたっては町政懇談会を開催してもなかなか出てくるような感じではないんですよ。

それで、町民の声を行政サービスに反映することが住民満足度の向上と地域の活力につながっていると、私は考えておりますけども、先日、たまたまです、どうしてこういう話が出たかという、らんこし米のブランド化に向けた座談会に、私、御案内いただきまして、大学の先生、米業者、外側から見たらんこし米のブランド化についてちょっと語っていただきました。新しい発見もありましたし、非常に参考になりました。そういうのを見ておりまして、これ町政懇談会もこういうようなのを少し取り入れたら面白いんじゃないか、面白いという言い方はあまりよくないんですけども、ちょっといいんじゃないかなと思って、実はこういう話を出しました。

農業振興、それから観光振興、子育て支援、これテーマ別にすることで参加者も増える可能性もありますので、これは是非、何かいろんなかたちでやってほしいと思います。町政懇談会が今のかたちで8地区でやるのがベストかどうかわかりませんが、可能でしたら試しにでもこういうかたちも取り入れて、並行してやっていただけたらと思ってますので、もう一度よろしくをお願いします。

○議長（熊谷雅幸） 金町長。

○町長（金秀行） 向山議員の御質問にお答えしたいと思います。

議員おっしゃられたとおりですね、私も過去の開催状況なんかも調べてみたんですよ。そうすると、平成元年度のときには23か所でやってた経過がございます。そのあとだんだん平成8年から10か所程度っていうようなかたちで今現在に至っているというような状況です。それと、以前はですね、福祉団体の合同の町政懇談会とか、そういうような部分も行ってた経過でございます。

ですから、現在は各町内会という単位の中で行ってますけども、広聴っていうそういういろんな意見を聞くというのはですね、この時期に限らず、私は行っていくことは可能だなんていうふうには考えておりますので、いろんなところで、商工会とか高齢者事業団とか、老人クラブとか、4Hクラブとか、JAようていの青年部、そういう総会とか、そういうところには御案内来ますので、そこには出てですね、何かいろんな、何かありますかというのを聞きをしたり、短い間ですが懇談をさせていただいております。それとは別にですね、町政を進める上で、やはりあの聞いて批判だけじゃなくて、やはりまちづくりに前向きに検討してこういうのどうですかとか、いろんな意見を聞くというのは、私はこれは非常に大事なことだなんていうふうには思っておりますので、これについては、町政懇談会の時期に限らず、どういうときにどういうふうにできるのかっていうのは、内部で協議しながらですね、それと、どれくらいの団体とか、そういうようなことが要望があるのかということも、ちょっとお聞きしながら、この部分については、必要が、是非やってほしいというようなこともあれば、私は前向きに進めたいなというふうに思ってます。

ですから、11月とかそういうのに限らず、そういう町政に対して懇談をする場とか、そういうような場はこれは作れるんじゃないかなというふうに思ってますので、このへんのところを検討しながら進めてまいりたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（熊谷雅幸） 向山議員。

○6番（向山博） ありがとうございます。

町政懇談会に関しては、かたちを変えて、地域の要望事項っていうのを取ってるわけですから、それでそのほかにまた、今話したような従来の形式に加えてこれを是非やっていただきたいと思っております。

最後になりますけども、本町においては、農業、観光、福祉、人口減少対策など重要な課題が多数あります。

例えば、農業分野では、らんこし米のブランド化や農地賃貸借、地域の将来に関わる重要なテーマがございます。こうした課題については、関係する住民の皆様や関係団体が参加し、より具体的な意見交換を行うことが必要ではないかと考えます。そのために、町政懇談会については従来の形式に、この形式を加えて、更なるパワーアップをしていただきたい。

住民の声をより具体的に町政に反映させるためにも、テーマ別の町政懇談会が有効と考えます。いかがでしょうか。

○議長（熊谷雅幸） 金町長。

○町長（金秀行） 向山議員の再質問にお答えしたいと思います。

議員おっしゃってるとおり、テーマ別ということで、他の町村の例なんかを参考としますと、防災、安全、そういうようなものを一つのテーマにしたりとか、さらには少子高齢化、福祉の部分の中で高齢者の交通手段はどうだとかですね、さらには保育とか子育て支援はどうだとか、そういうようなものを、テーマを絞って意見を聴くというようなこともやっているところもあります。さらには地域活性化、まちづくりということで特産品を使った観光振興とか、さらには移住促進とか、中心市街地の活性化をどういうふうに進めるかとか、やっぱりそういうような、議員が今おっしゃったテーマ別にいろんな意見を聴くというのは、またこれも必要だなっていうふうに考えております。

今の町政懇談会は、資料は全戸に、町からのお知らせは全戸に配っております。ですから、やり方としては、今年は特にですね、その地域、地域で、昨年度から要望が出たことをどこまでできたかっていうのを、最初にその成果について説明をします。それと、今年の各地域からの要望に関して、それぞれ担当のほうからお話をさせてもらう。そして、全体を通して町に対していろんな要請があるかというような進め方をしているところです。

ですから、今のやり方っていうのは、地域の中である程度、定着もしてい

きたいし、これからもこの部分を進めていきたいというふうに思っております。

それと併せて、議員がおっしゃった、私も各団体とかそういう部分の中でいろいろ要請を受けますので、その要請のときにいろいろお話を聞いたり、そういうのは日常の中で起きております。

そのようなことから、それと併せて新たにこういうテーマ別の懇談を設ける、そのことが、やはりまちづくりを進める上です、貴重ないろんな意見とか、前向きな意見とか、そういうものを是非、私もいただきたいなというふうに思っていますので、このへんのところは十分内部で検討しながら進めていければというふうに考えておりますので、御理解を願いたいと思います。

以上です。

○6番（向山博） 終わります。

○議長（熊谷雅幸） よろしいですか。

○6番（向山博） はい。

○議長（熊谷雅幸） これをもって向山議員の質問を終わります。次に、7番難波議員、質問席へ着席願います。

7番難波議員。

○7番（難波修二） 7番です。

1点、お伺いしたいと思います。

外国人住民登録者への対応についてということで、何点か御質問させていただきます。

ここ数年、本町に住民登録される外国の方が増えており、今では約250人と3年前の3倍ほどになっています。

以前から町内の事業所で働かされている技能実習生の皆さんや、住宅を所有して家族とともに地域の中で生活されている方などもおられることは、歓迎すべきことと思っております。

反面、最近では、冬季など短期間の住民登録者が急増しており、その出入りも激しいようですので、当事者の方の生活や町の対応にも課題が多いのではないかと

と感じております。

そこで、何点か現状と対策についておたずねします。

1点目、ごみ収集や騒音・交通等の苦情など生活上の課題について。

②公共施設での意思疎通の課題や医療機関の受診状況について。

③町民税の納付書の発行時期及び納入状況について。

④国民健康保険証及び税納付書の発行状況について。

⑤外国人住民登録者数の地方交付税の算定について。

以上5点、よろしく願いいたします。

○議長（熊谷雅幸） 金町長。

○町長（金秀行） 難波議員の外国人住民登録者への対応についての御質問にお答えをいたします。

はじめに、本町に住民登録をしている外国人は令和5年1月末現在で27か国90名でした。本年の1月末現在は32か国249名と過去最高となっております。人口に占める割合も令和5年度は2%でしたが、現在は5.6%となっている状況でございます。

近年の傾向としましては、冬季間のみ日本に滞在する方が増えており、春には帰国される方が多くなっております。

一方で、町内の企業などの技能実習生や日本人配偶者など、通年で滞在されている方も増えている状況にあり、昨年6月の登録者数は28か国137名となっております。

さて、1点目のごみ収集や騒音、交通等の苦情など、生活上の課題についての御質問ですが、外国籍の方が転入された際には英語表記のごみの取り扱いのチラシなどを配布し、注意喚起を行っている状況です。また、冬季間のみ滞在する方が増え、ごみや路上駐車について近隣住民から相談が寄せられた場合には町から本人や家屋の所有者へ改善要請、さらにはごみステーションには英語表記の看板掲示の対応などを行っております。その効果もありまして、昨年と比較すると、相談件数も減少をしておりますが、相談があった都度、必要な対応をしている状況でございます。

2点目の公共施設での意思疎通の課題や医療機関の受診状況についてですが、役場の窓口では翻訳アプリのタブレットを配置し、日本語の理解が難しい方への対応を行っております。住民登録などの手続きには、日本語のわかる方が同行してくださるケースも多くあり、また英語が堪能な職員の協力を得て対応している

状況でございます。医療機関の受診状況については、外国人住民の増加に合わせ、蘭越診療所では、令和5年度に実24人であった受診者が、今年度は実44人と増加をしております。翻訳アプリの利用等によって、現在は診察、治療に大きな影響はないということを伺っているところでございます。

次に、3点目の町民税の納付書の発行時期及び納入状況についてですが、個人住民税は賦課期日である1月1日現在に日本国内に住基登録をされている市町村で、前年中の所得内容に応じて賦課することとなっております。これによる賦課に対する納付書の発行時期についてですが、日本人及び外国人に関係なく、給与から天引きを希望する方については、5月10日に特別徴収義務者である事業所へ通知をし、納付書による納付を希望する方は6月15日に納付書を個別に発送しております。また、納付状況につきましては、令和6年度現年度決算で申し上げますと、外国人納税者73人で、収納率は89.84%となっております。外国人の未納に対する徴収対策については、未納の発生要因ですが、賦課期日である1月1日現在には蘭越町に住所を有していた方が、その後、納付書を発行前に出国される方に対する課税が未納の大きな要因となっております。出国のために手続き等で来庁した際は、内部で連携をとりながら納付に対する説明、連絡先の把握をするなどして、未納が発生しないよう努めているところでございます。

4点目の国民健康保険証並びに税納付書の発行状況についてですが、令和8年1月末現在、外国人世帯203世帯のうち、国民健康保険加入世帯は118世帯となっており、昨年度の90世帯から増加している状況です。国保加入手続きは日本人と同じ扱いであり、異動があった際には、その都度、喪失手続きをさせていただいております。失礼しました。その都度、得喪手続きをしている状況でございます。国税の納付書の発行状況ですが、国民健康保険税は賦課期日である4月1日現在に被保険者の資格を取得された世帯の世帯主に課税となり、6月15日に納税通知書を発送いたしました。年度の途中加入の場合は加入月の翌月に納税通知書を発送しております。

最後に、5点目の外国人住民登録者数の地方交付税の算定についてでございますが、普通交付税の算定にあっては、基礎数値として人口、外国人を含むを用いる際のデータは国勢調査によるものとされております。現在は、令和2年に実施された調査による外国人人口38人を含んだ数値を使用しております。

したがって、外国人も日本人同様に交付税算入されている一方で、調査時点で把握されていない短期滞在の外国人は算入されていないという状況でございます。

いずれにしても、外国人住民登録者の方々との生活上の課題、文化、習慣、言語などを理解しながら共に暮らしていける姿勢や環境づくり、これが重要である

と考えておりますので、御理解を願いたいと思います。

以上です。

○議長（熊谷雅幸） 難波議員。

○7番（難波修二） ありがとうございます。

質問が非常に広範囲にわたっておりましたので、ちょっと言い過ぎたかなと思ってちょっと反省しております。答弁もちょっとなかなか十二分に把握をできませんでしたので、ちょっと行き違いもあるかもわかりませんが、再質問をさせていただきます。

基本的な質問の趣旨は、決して外国人の方々に対する排外的なものではありませんので御理解をいただきたいというふうに思います。

1点目ですけれども、最近、特にですね、町民の方の旧家屋を取得をして、宿舎としてリフォームして、複数の方が居住をする、しているっていうケースが非常に多いなというふうに見かけて感じております。

やはり、時折ですけれども、分別できていない大きなごみ袋がですね、赤い袋や黄色い袋も構わずいろんなものが混じってというところを見かけることがあります。また、その住宅、あるいは事業所とかの前にはですね、駐車、駐停車が非常に好ましくないなと、交通安全上もちょっと危険を感じるようなですね、そういうものを見かけるということがあります。

ただいまの御答弁で、非常に努力をしておられるということは十二分に承知をしておるんですけれども、やはり先ほど言いましたように、入れ替わり、住まう人が変わるという、そういうケースが多いんですよ。

ですから、1回周知をしたから、それで済むということではないと思いますので、やはり繰り返しの啓発といいますか、それが非常に大事ななというふうに思っております。

また、交通ルールの遵守ということについても、やはりちょっとやっぱり危険なケース等があればですね、やはり関係機関と連携をして指導、啓発を取り組んでいただきたいなというふうに思っております。

2点目については理解をいたしました。

翻訳アプリ等も十分使っているということでありましたので、非常に対応について努力をされてるなということでございます。

ちょっと話は変わるんですけども、医療機関の受診に関して、診療所の対応も、今、答弁でお聞きしましたので理解をいたしましたけれども、やはりこれからは、

やはり人数の増加によって、急にやっぱり倶知安まで行かずに、蘭越診療所で対応してほしいという方々も増えるのではないかと思いますので、やはり翻訳アプリも含めて、診療所での対応についてもですね、十分配慮をしていくという、そういう対応をよろしくお願ひしたいなというふうに思います。

それから、全く話は変わるんですけども、冬に2回ほど倶知安厚生病院を受診をしました。そのときですけれども、非常に外国人受診者の方が多いなと、たまたま中待合で、整形もある中待合だったんですけども、本当に2割、3割が外国人という、そういう状況でした。本当に厚生病院の職員の方々が、もう本当に、1人の方に対して2、3人を取り囲むようにしてですね、いろいろと対応をされて、やっぱり倶知安厚生病院のニセコ圏域におけるその特異性といいますか、重要性というのは非常に痛感をしたところであります。

やはり、そういうニセコ圏域での厚生病院のそういう重要性というのは、是非、運営協議に加わっている立場からですね、そういう厚生病院のその対応についての何らかの財政支援というものを、国に求めていっていいのではないかなというふうに感じたんですけども、是非、そういうことについても、この機会ですから、私からもお願ひをしたいと思いますので、そういうことについてこれから取り組んでいただくような、そういうことについて何か御回答いただければありがたいなというふうに思っております。

3点目、4点目ですけれども、対応して、特に町民税のほうについてはですね、そういうことで、やっぱりどうしてもタイムラグがあってということで、そういうことが発生するということがわかりました。

また、4点目の国保ですけれども、国保税もやっぱり同じように、納付期日、賦課の期日と、それから発付するところでやっぱりタイムラグがあるとだから、やはりもう発付したらいないという状況は、当然、これからも増えていこうというふうに思うんですね。ですから、それについてはやっぱり何とかしていくという必要性がものすごく増してくるだろうと、これから。やはりそういう、こういう地域的な、特にニセコ圏域でのそういう外国人の方々が短期的に冬季間を中心に増えるという状況に鑑みて、それに対する制度の取り扱いのやっぱり改善策というのは、やっぱりしっかり訴えていくということが大事ではないかなというふうに考えております。

この質問を作るに当たって、事務局の方とちょっと協議をした段階で、倶知安の議会では、そのことに対して意見書を決議をして、関係方面に意見を発出しているということがあるということをご参考にご教示いただきました。これは議会でもやっぱりそういう必要性から、倶知安ではそういうやっつてるといふことなんで

しょうけども、それよりもやっぱり関係する市町村がね、率先してそういうことに対して声を上げていくということが非常に大事だと思いますので、是非、そのことについて関係する町村と相談の上ですね、進めていっていただきたいなということ強くお願いをしたいというふうに思います。

最後、5点目ですけども、ちょっと残念だったんですけども、やむを得ないのかなと思うんですけども、交付税の算定のその基準となるのが国調の人数だということで、5年間ありますよね。それはやっぱり何とかしてほしいなというふうに思うんですけど、しかも、こういう短期間の方々への交付税措置というのは全く反映されていないということについては、これもやっぱりいかなものかなというふうに思いますので、やっぱり短期間であっても町に住民登録されている方々を、やっぱり生活を支えるということも自治体の役割ですから、それがやっぱり交付税上も何らかの措置があってしかるべきではないかなというふうに思いますので、こういうことについても是非、課題として捉えて発言をしてほしいなというふうに思いますけれども、改めて御答弁をお願いします。

○議長（熊谷雅幸） 金町長。

○町長（金秀行） 難波議員の再質問にお答えしたいと思います。

1点目の町内においても、非常に空き家をリフォームして外国人の関係者が住まれているという部分については、私も時々見る状況がありますので、議員がおっしゃってる部分については十分理解するところもあります。

そのような中で、ごみの問題とか交通の問題とか、そういう部分が目に余るような、そういう部分があった場合には、広報等でもいろいろ町内会の方々にも周知して何かあったら役場のほうに連絡をしてください。そういうような体制もとってまいりますけれども、それと併せて、町のほうでもですね、ごみ問題については、もうこれいろんな永遠の課題というか、そういう部分がありますので、十分内部で検討するとともに、外国人の方々にも日本の一つのルールというか、そういう生活するルールというものも十分認識していただきながら生活していただきたいということも含めて、そういういろんな方法を内部でも検討をしていきたいというふうに考えているところです。

それと併せて、車の駐車場の関係については、やはりその住宅の前に結構停めてる車両っていうのは目にします。ですから、これについては関係機関、交通安全という立場からですね、警察等の関係機関も含めながら、警察の車両も巡回してくれてますので、こういうようなことがあるよっていうのはお互いいろいろ協

議をして情報交換しながら、やはり路上駐車のそういう部分については、それぞれが注意してもらおうような、そしてきちっと守ってもらおう体制、そういうものが作っていかねばならないというふうに考えておりますので、これについても、今回、提案をいただいた部分は内部で情報交換しながらですね、進めていければというふうに思っております。

2点目の人数がだんだん外国人が増えてきていると、そのとおりです。特に、今のこれからの時期なんかは、まだまだいろんな部分で、転入転出、そういうものも増えていきます。ですから、そのときに翻訳アプリを活用しながら何とかやっています、今、庁舎内にも英語を喋れる方はいますが、今いろんな多国籍の方々ですね、やはり来ている状況です。国籍の違いの部分の中で言語がそのまま難しいというのがこれからやはり出てくるのではないかなというふうには思っています。そういう中で、今すぐできるかどうかはあれなんです、状況によってですね、翻訳とかその窓口対応ができる協力隊っていうかですね、いろんな国々の方々に通訳ができるとか、そういうのを行っている町村もあるということをお聞きしましたので、そのへんの地域協力隊、多言語を話せる地域協力隊、そんなようなことはこれから内部で検討していかないと、今、議員からおっしゃられたですね、急にいろんなことを言われても、対応できないということもありますので、このへんは検討していかねばならないかな。それにはある程度、財源とかいろんな分もかかってまいりますので、そういう部分はまた議会のほうとも相談しながら進めていきたいというふうに思っております。

あと、国保の関係ですが、やはり国民健康保険の部分、税、個人、住民税なんかもそうですが、どうしても納付をする時点でもういなくなっているという部分で未納となっているケースもあります。ですから、出国するという部分は、先ほど答弁させていただきましたが、それぞれ連携をとりながらですね、その連絡先とかそういうものも教えていただきながら、できればSNSや電子メール等を活用なんかをしながらですね、そういう情報を、そういうものを交換するような、そんなような対応も、今、検討をしているということで、担当のほうから伺っているところです。

それと国民健康保険税の部分については、マイナンバーカードが普及となった中で、そういう中でですね、役場窓口に来庁しないでそのまま出国できると、そういうような方もいると。これがやはり今、これから課題となってくるだろうというようなことを担当のほうから申し出ております。

ですから、そのへんの対応については近隣町村、先ほど議員がおっしゃった山麓地域、そういうものを含めてですね、情報交換しながら、その対応を協議して

いきたいというふうに考えております。

それと3点目、4点目、国民健康保険についても、そのようなかたちで進めていければというふうに思っております。

あと、議員が倶知安厚生病院のお話をされました。実は、倶知安厚生病院、二次医療圏っていう部分の中で、これまで公的医療施設という部分です、あの、何を言いたいかと言うと、自由診療ができないかっていうことで、ずっと実は、協議をしてきた経過にあります。外国人の方々の自由診療っていう部分が、公的病院ではなかなか難しいっていうことで、これまでもいろいろ国のほうに話をです、進めていった経過があるんですが、これが今度です、倶知安厚生病院も、今の情報では自由診療が可能になってくるという話を伺っております。これはいつからっていうのはちょっと、私のはっきりした部分にはお聞きはできてません。ただし、そういうふうになると、外国人の方々の部分での対応という部分が、通常の診療報酬よりも上乘せするとか、そういうようなかたちの部分も措置もとれるので、財政措置の部分からいくと、そういうことは少しはですね、いろんな外国人の方々に関わってくる、その対応する、そういう部分が診療の中で反映をできてくるのではないかなというふうにお聞きしております。このへんはきちっと、実は、倶知安厚生病院の運営委員会等もありますので、そういう中できちっとお話を伺った中で、詳しい内容については議会のほうの皆さんにもまたお知らせしたいなと。ただ、今の段階ではそういうような方向があるという情報だけは伺ってるような状況です。

それと、5点目の地方交付税の関係です。これは単位費用の中で人口は国勢調査によって調査した数値っていうことで決められております。ですから、今は、令和2年の10月1日現在となっている人口ということで38人です。これ5年経過しました。ですから、今回の国勢調査、昨年10月に行った国勢調査の部分が今後また人口として反映されてくるということです。まだ正式な数値というものは国のほうから認定されておりませんので、この場で何名ということは申し上げる部分はできませんが、いずれにしても多くなってきているだろうと。ただ、その国勢調査の3か月以上その住居、生活している根拠っていう部分ってというのが該当になりますが、こういうふうに短期で移動してる方々っていうのはなかなかですね、その数値に反映できてないっていうのは、議員おっしゃるとおりです。ですから、このへんのところについては、今後、いろんな要請する場とか、意見交換がある場とか、そういう中でですね、十分こういうような外国人の滞在している方々が財政措置がとれるような、そういうようなことがないかどうかというものは、要請したり、いろいろと相談したりしてみたいなというふうに思っ

ております。

いずれにしても、羊蹄山麓地域、倶知安、ニセコエリア、その部分については非常に外国人が多くなってますし、我が町についても年々外国人の方々が増えております。その中で、一緒に共同生活をしていくわけですから、お互いが理解をしながらですね、その部分の中で協力し合いながら生活していくということが大切であるというふうに思っております。このへんのところは、羊蹄山麓の町村長会議、さらには議長会議というものもありますので、そういう中でいろいろ情報交換しながら何か連携してですね、問題課題について協議する場、それとか、それをいろんな上級官庁の方に相談する場とか要請する場、そんなようなことができればというふうに考えておりますので、御理解を願いたいと思います。

御答弁、御質問いただいた部分の中でお答えしたつもりですが、もし漏れとかございましたら、また再度、質問の中で答弁させていただければというふうに考えております。御理解ください。

○議長（熊谷雅幸） 難波議員。

○7番（難波修二） 最後に、質問したこと5点、それぞれ十分理解をいたしました。

また新しい検討も、多言語対応ってどうか、そういうこともお話をさせていただきまして大変ありがたいなというふうに思っております。是非、対応に一層の努力をお願いしたいなというふうに思っております。

最後に、ちょっと質問からは離れちゃうのかもしれないんですけども、なぜこういう質問をしたかっていうあたり、私の本意をちょっとお話をさせていただきたいというふうに思います。

観光リゾート都市に隣接する市町村が抱える課題ってということについてですね、是非、やっぱり国や道に理解をしていただきたいというふうに、以前から感じているところであります。

例えば、一つの例ですけれども、近隣町村では、住宅家賃など様々な物価の高騰というのが現実的にあると思います。そのことによって、やっぱり大変な思いをされている方々は多いのではないかなというふうに思っております。

また、特に人件費の高騰によって、そのあおりで様々な業界、分野あるいはその事業所の人材確保の困難さということはもちろんその影響は非常に深刻だというふうに感じております。毎日の新聞、チラシを見ても募集のない日はないというふうに思っております。それは我々の町の仕事でもそうですし、いろんな業界の

方々もそういうことは深刻だなというふうに思っております。そういう近隣するリゾート地に、近隣する町村の抱える課題ということはどうしていくかということ。もう一つは、これはちょっと、国は技能実習生の受け入れ等には非常に積極的な反面、その方々の日本語習得とか、あるいは生活習慣を学ぶための制度づくりってというのは非常に消極的で、ほぼほぼ事業者や自治体任せという、そういう感じだというふうに考えております。このことはやっぱり、町長、何度も言われてましたけども、日本のルールを覚えて守ってもらうってということと、我々もそういう方々の文化や言語を学んで覚えていくという、そういうことのためにもやっぱり、それはやっぱり国がもっと力を入れていかないとですね、駄目だっているふうに思うんですよね。これだけその人口減少、少子化の中で、日本はやっぱり外国人就労者の方々に頼らざるを得ない時代にもう来ると、そういう中でどうするんだってということに対しての国のやっぱり対応というのは全く不十分だというふうに日頃感じておりまして、やはり様々な業種の方々の外国人就労者の方々への手厚い支援策ということについて、もっともっとやっぱりそういう課題を共有している管内や道内の自治体と連携をしてですね、国に訴えていっていただきたいというふうに思ってるんですけども、最後にそのことについて、町長のお考えをお聞きして質問を終わりたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（熊谷雅幸） 金町長。

○町長（金秀行） 難波議員の再質問にお答えしたいと思います。

議員おっしゃっているとおり、確かに生活していく中でですね、蘭越町においても、住宅がなかなか空き家が見つからない。空き家が出るとすぐ埋まってしまう。さらには人材の確保に非常に苦勞している。そういうことは、もう本当にここ数年、どんどんどんどん家賃も上がってきますし、人件費は上がっていくし、さらには人材確保が非常に難しいということです。

ですから、そこで生活をしていく部分の中で、いい人もあればやっぱりその通常の生活していく部分で不便さを感じているという方もあると思います。そのへんのところを、実は行政としてどういうような対応をとっていかってというのはですね、やはりこれからいろんな外国人の方々と共生しながら行っていく部分の中で大きな課題だになっていっているふうに思ってます。そこをやっていくためには、いろんな部分の中で、先ほど議員がおっしゃった国からのいろんなきちっとした支援策とか、国が率先してそういうようなものを進めていく、そして実践は町村の

部分の中でというような一つの流れをですね、やはり作っていくということも必要であると思いますし、そういう中での財源措置とか、いろんな制度とか、そういうものもきちっとこれからも作っていただきたいなど。

ですから、あの最後、これからどうしていくかっていう部分については、十分ですね、今これから対応していくという部分の中では、特に羊蹄山麓は外国人の方々が年々やはり増えてきている状況にあると思いますので、関係町村で連携をしながら国のほうにいろんな課題をお話する機会とか、あと、北海道との連携を取りながらいろんな部分の中で話を進めて要請していくというようなことは、それはできると思いますので、そのへんのところからまず内部、さらには首長方といろいろお話をしてですね、こういうところから進めていこうというものを取り上げて、そして次の段階のほうに進めていく、そんなようなことができればというふうに思っております。

いずれにしても、繰り返しになりますが、町民の方々が生活していく部分の中で、外国人の方々のいろんなお互いの協力というか、そういうものはこれから生活の中で欠かせないことだなんていうふうに思ってます。そういうことを行政としてどのような支援とか協力、そういうことができるんだということを、国を含めながら、私たち今、町村としてできるところから進めていければというふうに思っておりますので、いろんな部分でまた御指導と御協力、いろんな部分で声をかけていただければというふうに思っておりますので、よろしく私からもお願い申し上げて、これ答弁にならないかもしれませんが、そういうみんなで頑張っていくという意欲はありますので、そのへんのところは御理解願いたいと思います。

以上です。

○7番（難波修二） 終わります。

○議長（熊谷雅幸） よろしいですか。

これをもって難波議員の質問を終わります。

ここで15分間休憩いたします。

再開は11時20分といたします。

○議長（熊谷雅幸） 再開します。

○議長（熊谷雅幸） 次に、2番北山議員、質問席へ着席願います。

2番北山議員。

○2番（北山正一） 2番北山です。

私から一つ、1点質問させていただきます。

有機農産物と蘭越町の取り組みについて、金町長にお伺いいたします。
本町において、若手農業者を中心に有機農産物の栽培が加速しております。

昨年の暮れですが、有機農業を推進する団体らんこしオーガニックシードが発足され活動されております。団体は情報発信や普及を図り、共感いただける飲食店など多業種を受け入れていきたいと発信しており、その活動の中で蘭越町の給食センターへの有機栽培米の寄贈を行っており、保護者のみなさんからも好評をいただいているようです。今後は有機栽培野菜の寄贈も行っていきたいとのことでした。

国も推進している有機農業ですが、その施策の中にオーガニックビレッジがあります。地域全体で有機農業の生産から消費まで一貫して取り組む市町村がそれを宣言し、普及に取り組むというものです。

我が町で発足したらんこしオーガニックシードの取組と同じ趣旨の施策かと思えます。

今後の町の取組についてお伺いいたします。

○議長（熊谷雅幸） 金町長。

○町長（金秀行） 北山議員の有機農産物と蘭越町の取り組みについての御質問にお答えをいたします。

本町ではらんこし米のブランド化、販路拡大事業を町外有識者により展開をし、有機農業についても検討材料の一つとしております。

令和6年2月、森ノ醸造所が原材料に有機のななつぼしを使用すると発表し、6月に醸造所と町が生産者に呼びかけて、7年度から一定数量の有機ななつぼしの提供を募る説明会を開催をいたしました。

町内でのまとまった需要が生じ、グループの輪が広がって有機JAS認証を取得した生産者が増えて、昨年12月には有機農業の普及とオーガニックの理解を進める蘭越オーガニックシードが10人で設立をされ、今年度、給食センターに有機JAS認証米60キロの寄贈を受けて、児童生徒にも非常に好評でございました。

さて、オーガニックビレッジについては、地域ぐるみで有機農業を目指し

生産から消費まで一貫した取り組みの試行と体制づくりを通して、有機推進の拠点地域を創出するもので、その拠点地域をオーガニックビレッジとして自治体が宣言をするものでございます。

実行計画の策定や消費拡大の取り組みを支援するとされておりまして、栽培技術の講習、技術共有、新たな販路の開拓、学校や消費地との連携など多岐にわたり多様な取り組みが想定をされます。

メリットとしては、環境負荷低減、化学農薬肥料の削減さらには生物多様性保全といった環境面への貢献に加え、ブランド化による高付加価値、地域経済の活性化、学校給食への導入を通じた子どもの食育などが挙げられます。

一方、デメリットですが、生産面での高いコストや病虫害リスク、農地確保の難しさ、認証取得の手間が農家の負担となる一方、地域内で行政と農家の連携や地域コミュニティとの接点も課題となるところでございます。

有機農業は特に雑草との戦いです。化学肥料や農薬が使えず、収量の低下も想定され、参入には高いハードルがございます。

今後の町の取り組みについての議員からの御質問でございますが、町としてオーガニックビレッジを進めるためには、課題の解決はもちろんですが、町内生産者からの意見集約、さらには合意形成にも時間を要し、現段階での宣言というのにはすぐにはできない、時期尚早ではないかというふうに考えているところでございます。

その一方で、有機農業は世界的な潮流の一つでございます。取り組みは進めていかなければならないという理解をしているところです。

給食へ有機米の寄贈について、先ほどお話ししましたが、町では来年度から定期的に有機米を購入し、給食で使用しながらクリーンならんこし米としての付加価値の向上など、支援をしていきたいと考えております。

先日、北海道農政事務所の職員が来庁され、本町の多様な取り組みが評価された中で、みどり認定という農薬や化学肥料の低減に取り組む生産者を認定する制度について、様々な支援を優先的に受けられると説明を受けましたので、認定者を増やすことも急務であると考えているところです。

いずれにしても、各生産者には様々な考えがございます。その中で、慣行と有機のバランスをとりながら、それぞれの良いところをうまく活用して、クリーンなお米の生産地、安全な農業生産に意識の高いまちとしてイメージアップに貢献してまいりたいと考えておりますので御理解を願いたいと思います。

以上です。

○議長（熊谷雅幸） 北山議員。

○2番（北山正一） オーガニックビレッジの宣言については、すぐにはできないという回答と受け止めさせていただきました。

国が推進するオーガニックビレッジですが、昨年末の段階で全国154の市町村が宣言しておりまして、北海道においては、安平町、旭川市、新十津川町、赤井川村、浦幌町の5市町村となっております。

国では2030年までに200市町村まで増やしたいという構想を持っておりまして、もう少しで達成されるような状況でございます。

このオーガニックビレッジの宣言には、生産者においては有機栽培の区域を団地化すること、また、消費者においては、価格が上がってしまうという難しい側面があります。役場担当課においても、業務量が今以上に増えることが考えられます。

そのような中、蘭越町では有機栽培されたお米を使用した日本酒も順調に生産、販売されており、大変良い評価をされております。メディアにも多数取り上げられ、町のイメージアップにも大きな貢献をもたらしています。奥二セコの薬膳料理や有機農産物は、この町が目指すイメージに合うことと思います。

現段階では難しい側面を持つオーガニックビレッジの宣言よりも、有機農産物の生産と消費に力を入れているまちとしてのPRと、生産側にはこれまで同様の支援、そして新たに有機農産物を活用した飲食店、また、消費者側、普及団体との協力体制にも力を入れるべきだと思います。

近年、緑の食料システム戦略推進総合対策事業を活用せずに宣言ができるようになったとのことですので、関係団体等と協議を進め、国の動向に注意をしながら、このまちに合った進め方が大事かと思います。

改めて町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（熊谷雅幸） 金町長。

○町長（金秀行） 北山議員の再質問にお答えをしたいと思います。

農林水産省では2050年までに環境負荷低減、さらには食料、農林水産業の生産向上を両立をさせると中長期的な生産方針として2021年5月

にみどりの食料システム戦略を策定したところでございます。

オーガニックビレッジは、みどりの食料システム戦略に基づいて翌年から本格的に開始をして、先ほど議員からもおっしゃられた、現在154市町村が宣言をし、2030年までには200市町村の目標は達成されるというふうに伺っているところでございます。

有機JAS認証を取得するためには、慣行栽培からの使用禁止資材の飛来さらには流入をしないほ場の構造が求められます。有機ほ場の団地化が必要になると理解をしております。また生産資材、燃料価格の高騰に加えて、手作業の増加による生産コストの上昇、さらには小規模生産による物流コストの増というのも課題となると思います。生産から物流、消費までの知識、さらには仕組みを理解して進めていく、それには内部等の担当職員等も含めてですね、そのスキルというのも必要ではないかと考えているところでございます。

森ノ醸造所について、先ほど答弁をさせていただきましたが、待望のスパークリングの日本酒が完成をしました。これについては街の新たな観光スポットとしても期待をしているところでございます。有機の原材料という話題も取り上げられて、らんこし米のイメージアップにつながる商品が完成したのではないかなということ、私も大変嬉しく思っている次第です。

町では健康をキーワードに、温泉とか薬草などの事業としてこれまでも取り組んでまいりました。有機農産物も同じカテゴリーで、イメージ戦略に使えるのではないかなというふうに思っているところです。

そのような中で、先ほど答弁をさせていただきましたが、オーガニックビレッジ宣言というのは時期早尚ではないかなというふうに考えております。

繰り返しになりますけども、有機の取り組みってというのは必要だというふうに考えております。給食での定期的な使用による支援など、引き続き生産者へ継続して支援を行ってまいりたいと考えているところです。

また、オーガニックビレッジ宣言をしなくても飲食店や消費者へ働きかけや連携をしてはどうかと再質問で御提案をいただきました。私も、この点については非常に賛同しているところでございますので、検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

オーガニックビレッジってというのは、何回も繰り返しになりますが、宣言というのは時期早尚だということです。ただし、今は慣行と、さらには有機に生産者、それぞれの考えがあります。町として宣言をするというふうになれば、それなりの手順とか、そういうものを踏んでからいかなければならな

いんではないかなというふうに思っております。

そのようなことですので、宣言をせずに、有機に取り組んでいく、そういう選択肢もあるということも考えられますので、この点については内部で十分検討しながら進めてまいりたいというふうに考えております。御理解ください。

○議長（熊谷雅幸） 北山議員。

○2番（北山正一） 私も現段階ではオーガニックビレッジの宣言には問題が多すぎるだろうというふうに考えております。本町に合ったやり方で関係団体と協議を深め、取り進めていただきたいというふうに思います。

今後有機栽培をはじめとする産業の発展のために施策を引き続きお願いさせていただいて、質問を終わらせていただきます。

○議長（熊谷雅幸） 金町長。

○町長（金秀行） 北山議員の再質問にお答えします。

町内にですね、せっかく取り組み団体が設立されました。ですから、町としてはその団体に必要な支援とか協力、そういうようなものはですね、コミュニケーションを取りながら取っていききたいと、そういうふうには考えております。

ですから、らんこし米だけではなく、いろんな施設園芸とか畑作など、農業は町の基幹産業でございますから、そういうものも有機も含めて、いろんな手段とかその支援、そういうものは今後もとっていききたいなというふうに考えておりますので、御理解を願いたいと思います。

以上です。

○2番（北山正一） よろしく願いいたします。

○議長（熊谷雅幸） これをもって北山議員の質問を終わります。

次に、1番佐々木議員、質問席へ着席願います。

1番佐々木議員。

○1番（佐々木雄三） 1番佐々木です。

1点、質問させていただきます。

子どもの体験機会への支援について、教育長に伺わせていただきます。

令和6年12月定例会において習い事への助成について質問したところ、少しずつ進めていきたいという旨の答弁がありました。その習い事へつながるような段階的な制度設計の提案を含め質問させていただきます。

本町におきましては、各種スポーツ教室や文化的体験教室の開催など、多岐にわたる支援が行われていることは承知しており感謝しております。しかしながら、より多くの子どもたちに、町外も含めた多くの種類の体験機会を与えることで子どもたちも自己肯定感や生きる力、挑戦する力の拡大につながると考えます。

家庭の経済状況や体験場所に左右されず、子どもがやってみたいに出会える機会が確保される事業が必要ではないかと考えます。

そこで2点、伺います。

1、習い事助成についての現在までの検討状況。

2、子どもの体験機会についてのお考えと、体験する機会への支援の必要性について。

よろしく申し上げます。

○議長（熊谷雅幸） 渡邊教育長。

○教育長（渡邊貢） 佐々木議員の子どもの体験機会への支援についての御質問にお答えします。

はじめに、1点目の習い事助成についての現在までの検討状況についてでございますが、習い事は、子どもたちの家庭の状況や居住地に関わらず、人格形成や社会性の発達に大きな影響を与えると同時に、将来の選択肢を広げるための重要な機会であると認識しております。

教育委員会といたしましても、令和6年12月定例会における佐々木議員からの御質問を受け、他の自治体の導入事例や、対象とする習い事の範囲、公平性の確保といった課題などについて検討を進めてまいりました。

また、昨年策定された第3期蘭越町子ども子育て支援事業計画のニーズ調査において、一部の保護者から習い事などへの費用助成を求める声が寄せられておりましたが、全体の回答割合としては限定的であり、現時点での優先的な要望としては行き届かない状況であると分析されております。

担当する住民福祉課においても、慎重に検討を重ねたところではございますが、習い事のできる環境にある家庭に支援が限定されることで偏りが

生じる懸念があり、全ての子どもに対して一律かつ公平な支援を優先したいということを踏まえまして、昨年3月に開催された子ども子育て会議において意見がまとめられた経緯がございます。

今後におきましても、子どもたちの習い事の利用状況や保護者のニーズ、子ども子育て基金の活用、財源の確保等も含めながら、子ども子育て支援事業計画の推進に併せて習い事の助成について慎重に検討を進めてまいりたいと考えておりますので御理解願います。

2点目の子どもの体験機会についての考えと支援の必要性についてでございます。

子どもたちに多くの体験機会を与えることは、子どもの好奇心や可能性が広がるとともに、創造性や柔軟な思考が養われ、挑戦する力や生きる力を育む上で大きな影響を与えるものと考えております。

教育委員会といたしましては、現在行っているスポーツ教室や町民センター講座等の充実に加えまして、まずは学校教育活動の更なる充実を図ることで全ての子どもたちに質の高い体験、これを等しく提供していきたいと考えております。また、支援の必要性につきましては、助成が行われることで保護者が安心して様々な経験をさせることが可能となり、経済的な負担が軽減され、より多くの子どもが習い事、体験機会を得ることができるものと考えます。

その一方で、スポーツ少年団への間接的な助成、給食費の無償化や奨学金、スキーリフトシーズン券の一部助成をはじめ、新年度予算では、これまで半額を助成しておりましたスキー授業のリフト券を全額助成で計上しており、今後も保護者負担に配慮しつつ、公平かつ平等な体験機会を各学校と相談しながら創出してまいりたいというふうに考えております。

その上で、習い事への支援も含め、学校での学びと社会教育が滑らかにつながるよう、子ども子育て会議を中心として事業の効果や優先度等を見極めながら検討してまいりたいというふうに考えておりますので、御理解願います。

○議長（熊谷雅幸） 佐々木議員。

○1番（佐々木雄三） 答弁ありがとうございました。

1につきましては、現状、やはり優先度は低いものというふうな認識をしております。ただ、今後も検討していく、子ども子育て会議の中でも検討し

ていくというような回答だったと思います。また、公平性の担保等難しい面もあるというような認識は、私も同じような考えであります。

また、2の子どもの体験機会についての考えと、体験する機会への支援の必要性についての答弁ですが、私自身も同様の考えで、また学校教育の中で等しく提供していきたいというようなお考えだったと思います。

また、現在、スポーツ少年団であったり、間接的な支援と本町では子どもたちに対して多くの支援をしていただいているということも理解をしております。

ただ、その中で前回、私が質問したときに、直接、習い事への支援はできないのかというのは、実は、僕もあの後少し考えて、少し乱暴だったのかなっていうのがありました。子どもにとって習い事っていうのは、まず興味、関心から入るのかなっていうことに気づきまして、であれば、興味、関心につながるその体験の部分、そこへの助成、支援というのを町のほうからやっただけでないかということで、今回、このような質問に至りました。

その中で、今回、私が教育長に提案というか、考えをお聞きしたいのは、この習い事のきっかけである段階的に全ての子どもに体験機会を用意して、興味、関心の芽を育てる機会を作っていただきたい。そして、そのあと継続的に取り組みたい活動については、習い事支援につなげるような、体験から興味を持ち、そして習い事というようなステップ型の支援モデルを是非、作って検討していただきたいなと思っております。

この制度の基本構造としましては、今、述べたように、ステップ型の支援というのを考えておきまして、今回の質問においての体験機会の保障を与える、準備するという部分で、スポーツや文化、自然体験などの参加費の部分、そういった部分を支援いただけないかと。そういった部分でまず、興味、関心の芽を育てる中で、ステップ2として、体験を通じて興味を持った活動を継続する場合、習い事の費用を一部支援といったようなかたちができないのかなと思っております。また、最終的には地域団体や指導者との連携によって、より子どもの挑戦機会を拡大していく、そういったような3段階的な支援の包括的な支援ができないのかなと思っております。

前回、質問したときに、一律で5,000円だったり1万円の支援をというような話だったんですが、今回も支払方式に関しては、基本的にはその体験教室等での支払いは、保護者の方が支払って償還払い方式、そういったものを取っていただけらなと思っております。そうすることで、段階的に導入する、また、償還払いを導入することで、財政負担という部分もちょっと抑制でき

るのかなと思ってます。

また、ふるさと納税ですね。子育て支援分野の活用であったり、子育て基金の活用によって、財源的な問題もそれほど難しくないのかなと思っております。

また、この制度設計をする導入することによって子どもの非認知能力の向上、また家庭の教育費負担の軽減も期待されるのではないかなと思っています。

今回の提案は、いきなり大規模な習い事助成を行うものではなくて、まず体験機会を広げるところから始める段階的政策ということを理解していただけたらいいなと思っています。我が町のような小規模自治体でも実施しやすく、子どもの可能性を広げる持続可能な子育て支援施策として、是非、検討する価値があると考えます。そして、何より体験は子どもの未来への投資だと思っています。

教育長の考えを改めてお聞かせください。

○議長（熊谷雅幸） 渡邊教育長。

○教育長（渡邊貢） 佐々木議員の再質問にお答えします。

ステップ型の提案ですね、段階的な支援ということでございます。本当に提案型、いい提案だと思います。ありがとうございます。

まずですね、先ほど言った体験型の話をちょっとさかのぼります。まず、私の子どもに対する質の高い体験ということで、具体的にですね、これは言うところ学校支援地域本部事業というのがございます。ここを具体的にちょっと出しますけども、この事業の中で、例えば、プロの音楽家を外部講師に招いて特別授業を行うだとか、あと日本舞踊の師匠を招いて、外部講師に。あと陶芸体験、それからゲストティーチャーを招いて色々やる。それと、今年、つい先月の2月にはですね、郷土芸能の体験として、讃岐の瑞穂神楽の方来ていただいて、そういう体験をすると。ついこの間ではですね、昆布小学校で池田龍生くん、雪印メグミルク所属のですね、ジャンプ選手ですけども、そういう選手も来てこういう講話、クロカン指導を行ってもらっています。あとは来年ですね、ちょっとこれは今、予算化も進めてるんですけども小学校、蘭越、昆布の小学校4年から6年生約90名、この90名を劇団四季公演としてですね、岩内に来るんですね。こういう鑑賞の教育、バスで連れて行ってこういう教育をしたりですね、様々なこういう体験をまだまだいっ

ばいあるんですけども、これは新しいことも取り入れながら、まずは子どもたちに学校現場で、学校教育としていろんな体験をさせることによって、そのつながりから生まれる習い事を今、段階的に提案していただきました、そういうことにつながっていくのかなというふうに思います。

もう一方では、あと来年度は、来年度、今、芸能文化祭、これらやってるんですけどもこの芸能文化祭のあとにですね、習い事をやっている方々、例えばピアノだとか、ダンスだとかドラムだとか、結構やってる方いらっしゃるしまして、これらの子どもの習い事の発表する機会を作れないかということで、今、目指しております。そうすることによって、保護者も子どももですね、いろいろとそういう機会の創出等含めて、また次の習い事のこれから支援のほうにつながっていくわけなんですけども、そういうことのステップ型の提案をいただきました。是非、そのへんも含めて前向きに検討していければなというふうに考えておりますので御理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（熊谷雅幸） 佐々木議員。

○1番（佐々木雄三） ただいま子どもたちには質の高い体験をいろいろ準備してプロを招いていたり、有名な選手を呼んでいたりとかたちで担保していくような御説明だったと思います。また、芸能文化祭の中で子どもたちに習い事だったり、そういったものの発表の機会を提供していきたいというようなことだったと思います。

教育長の答弁の中で、子どもたちの体験機会であったり、体験する機会の大切さ、重要性に関しては、私と同様の考えなのかなとは理解しております。そういった中で、今、子育てを私しているんですが、子育てをしている中で改めて感じるのは、子どもたちが様々な体験を通して、自分の可能性を見つけられる環境の大切さなのかなと思います。私自身も小、中時代を本町で暮らしていく中で、体験をし、経験をしたことで、ある競技を続けることができたと思っております。これから本町の子どもたちが、将来、この町で育てよかったと思える体験や経験を積めるような環境づくりをすることで、移住者の増加や、その可能性や、失礼しました。本町の子どもたちが将来、この町で育てよかったと思える体験や経験を積めるような環境づくりを期待し、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（熊谷雅幸） 渡邊教育長。

○教育長（渡邊貢） 再質問にお答えします。

今、私の手元に子ども子育て会議のニーズ調査の結果がございます。この中でですね、例えば、フリースクールの関係、それから入学時の制服、中学校の制服だとか、あとジャージだとか、そういう備品関係、それからあと屋内の遊び場、そういう施設もほしい。あとは給食費の支援だとか、体育館へエアコンつけてほしいとか、こういう要望も様々上がってきております。こういう子どもの環境整備も含めてですね、子どもの中身の、内面のことも含めてなんですけども、これは佐々木議員と私の中でも一致している考えだと思います。その上で、こういう環境を整えつつ、教育現場としっかり、学校現場とも協力しながら、まずはそこをじっくりやっていって、次のステップにつなげられるように努力してまいりたいというふうに考えておりますので、御理解願いたいというふうに思います。

以上です。

○1番（佐々木雄三） 終わります。

○議長（熊谷雅幸） よろしいですか。

○1番（佐々木雄三） はい。

○議長（熊谷雅幸） これをもって佐々議員の質問を終わります。

昼食のため休憩いたします。

再開は13時といたします。

○議長（熊谷雅幸） 再開します。

○議長（熊谷雅幸） 引き続き、一般質問を行います。

3番淀谷議員、質問席へ着席願います。

3番淀谷議員。

○3番（淀谷融） 3番淀谷です。

森林資源等の保全について質問させていただきます。

管内において外国資本のリゾート開発による土地の取得が進んでおります。昨年、近隣自治体で森林売買による違法な開発行為が報道され、地域住民に大きな影響を与えております。

本町も豊かな森林に恵まれており、水資源の源である森林の売買が進行すれば森林資源や水資源を管理することが困難となり、森林資源等の保全や住民生活へ大きな影響が懸念されます。

本町の豊かな森林資源等を未来の世代に残すため違法な開発行為などによる森林伐採などから町の財産を守っていく取組みが必要ではないかと考えますが、町長の見解をお伺いします。

○議長（熊谷雅幸） 金町長。

○町長（金秀行） 淀谷議員の森林資源の保全についての御質問にお答えします。

ニセコエリアにおいて、リゾート開発がいまだ進行しております。本町においても、ニセコ町に隣接する湯里地区において、既に開発が行われている箇所も見受けられます。

これらの開発行為に係る土地取引におきましては、透明性や不適切な土地利用を防ぐ目的で、都市計画区域外については1ヘクタール以上の土地の売買は、国土利用計画法に基づき町への届出が必要となっております。

また、森林を活用する場合には、林地開発許可制度、森林法第10条の2により、地域森林計画に記載されている森林の開発行為は、知事の許可が必要となります。さらにそれと併せ、森林の立木を伐採するときには、森林法第10条の8に基づき、事前に市町村長への届出が義務付けられるなど、無秩序な開発を制限するための制度が設けられております。

また、水資源に関しては、北海道で定める水資源保全に関する条例の中で、水資源区域内での土地の取引は届出が必要となるなど、規制が定められており、本町においても、水源周辺の適切な土地利用の確保を図るため、水資源保全地域の指定に向け、現在、調査等の事務を進めているところでございます。

本町の豊かな森林資源を未来の世代に残すため、違法な開発行為などによる森林伐採などから町の財産を守っていく取組みが必要ではないかとの御質問でございますが、近隣の町村において、違法な森林伐採などによる開発行為が行われたことから、昨年8月29日に開催された後志地域づく

り連携会議羊蹄山麓ブロックにおいて、各町村長からは無秩序な開発が行われていることに対して、規制の強化等検討の必要性について意見が出されたところでございます。

その後、後志総合振興局が主催となって、山麓地域を対象とした土地開発・開発行為の規制に関する勉強会が開催をされ、規制制度の内容や運用状況に対し、情報共有や意見交換を交わし制度の認識を深めているところでございます。

蘭越町の総面積のうちおよそ8割を森林が占めており、森林資源の保全や環境保全は、水資源の確保や防災の観点からも非常に重要なことであると認識をしております。

今後、事業者の動向を注視し、国や北海道への乱開発への規制の働きかけや近隣市町村等、広域的な連携を図りながら、規制のあり方について検討するなど、森林資源の保全に努めてまいりたいと考えておりますので御理解を願います。

以上です。

○議長（熊谷雅幸） 淀谷議員。

○3番（淀谷融） 御答弁ありがとうございます。

今、答弁の中で、国の法律的な部分で規制されているということで御答弁がありました。この土地というのは、基本的には外国資本であろうが土地の取得に対しての実効的な規制等はないということになっておりまして、その外国人がその土地を購入するという部分でも登記義務がないということになっていて、なかなかその規制をするというのは困難ということになっていると思います。

また、その土地取得行為の規制としては、先ほど町長の答弁にありましたように、国土利用計画法とか、森林法に基づく届出とかそういうものが中心になっていると思います。御答弁のとおりだと思っております。

ただ、その中でもやはりそれらの規制に入らない部分というか、そこから抜けていく部分の規制がないと。だからその先ほど言われた森林法とかその、なんて言うのかな。規制から外れる未満とか、規制されてるですね、土地の取得に何平米以上という範囲とか、それに満たない部分については何の規制もないということであるというふうに思います。

その中で、そういう部分があって、北海道においては、そういう規制をす

るために、今の法律の部分というのは事後の処理的なものっていうことで、そういうことがあって北海道において、水資源の保全に関する条例というのを制定されて、その部分で規制を作って、そこにある事前の申請ということになっていくかなというふうに思っております。

それで、今、その部分の規制から抜けるところとか、外れるところに対しての条例ということが道もしていると、またそこから道の条例もあるんだけど、町村のそのもう独自に、その水資源というか、その森林の部分で確保していくためには、やはりそういう規制、ある程度の規制が必要ではないかなと考えているわけです。

先ほど町長が言われたように、山麓の町村会とか、その町村で連携と勉強会を開いて、それに道と国とか、そういうこともやっていくということであるというふうに御答弁ございました。その中で、やはりあるんですけども、本町に、先ほども言いました森林が8割あって、やっぱりその森林が侵されて伐採されたりすると、水が、命の大切な水が確保難しくなってくると、やはりそういうふうにならない。先ほど言った世代に残すためにはやはり、これらの規制するような法律が必要ではないか、条例等か何か、またはそういうものが必要ではないかなというふうに思っております。

まず、最近の部分においては、近隣ではその民地、私有地を買ったりとか、あとはそういう水の資源の条例を制定しするとかいう、公約とか、検討するという事も聞いております。そういうことで、本町においても、ある程度のそういう部分を検討をされては、してはどうかというふうに思っております。

それと、もう一度、町長の中で、先ほどのその道条例の指定区域のところまで今、調査をされているという御答弁がありました。今、本町においては、昆布地区が、昆布地区の水資源保全地域が指定されているというふうになっているみたいであります。その中で、あるんですけども、それ以外に今、ちょっと確認したいんですけども、今、実際にその昆布地区は指定されていると、それ以外に、本町の指定区域を調査されているのかもちょっとお尋ねしたいんですけど、そのへんお伺いします。

○議長（熊谷雅幸） 金町長。

○町長（金秀行） 淀谷議員の再質問にお答えします。

いろいろ森林資源の保全についてということで、保護する法律というの

は、いろいろな部分があります。特に、国土利用計画法の9条によって土地利用の計画、基本的な計画を示す計画ってというのは、まず一つは都市計画法がございます。さらには、農業地域ということで農業振興の整備に関する法律があると。そして、森林地域は森林法があると。それと、自然公園地域は自然公園法。さらには自然保全地域というのは、自然環境保全法の五つの区域に分類されて法の規制がかけられているということです。森林地域というのは、先ほど御答弁させていただきましても、国有林とかは別として、民有林が都道府県の林地開発の許可の対象となるということで、太陽光発電、今、非常に太陽光発電の関係でいろいろ議論がされておりますけども、太陽光発電の設置は1ヘクタール以上ではなくて0.5ヘクタールが開発行為をするときは届出があるということです。

そのような中で、今、このニセコエリアをですね、森林も含めた開発行為を規制をするという部分からいくと、先ほど言った国土計画法の中の法律、さらには林地開発、それと森林伐採には、市町村の届出が必要だということで、議員がおっしゃったとおり、これだけではなかなか規制が十分ではないだろうということで、今、そのほかに考えられることが、一つは水資源、北海道が定めている水資源条例をもう少し区域を拡大するということです。

今ですね、後志総合振興局の中で勉強会を進めてるというのは、規制をもう少し強化する方法ということで、都市計画法第5条の準都市計画地域の指定というのがあるんです。都市計画法の中では、都市計画法と準都市指定、この二つがですね、あります。都市計画ってというのは、蘭越町では定めてないです。準都市っていうのも定めてありませんが、これについては、倶知安町で言ったらですね、倶知安町は都市計画も定めてるし、準都市計画も定めてます。ニセコ町の山のほうですね、そちらのほうは準都市計画っていうのを指定をしているんです。ですから、今、振興局の中で、首長と担当のレベルで協議しているのは、その準都市計画というものを連携しながらですね、エリアを指定しながら定めていくことによって強化できないかっていうことなんです。ただ、この準都市計画ってというのは、非常に都道府県が指定っていうか、その部分をしますけども、町村によってもいろいろですね、区域別に定めていかなきゃならないっていう、いろいろな行為があります。ですから、強化はできますけども、その部分の中で様々持つてる土地の方々の協議とか、そういうものも行っていかなかつたらならないので、一概にすぐにここを定めてこの地域ですっていうわけにはいきませんので、手立てというか順序というものがあると思います。それを今、連携して勉強してで

すね、そういう方向も考えられないかということをやっているということで、その部分については十分です、勉強をしながら進めていく、今、価値はあるかなというふうに思っています。ただ、もう少し、これについては時間がかかるということで御理解を願いたいと思います。

それと、議員からおっしゃられた水資源の条例ですが、蘭越町においては、議員がおっしゃったとおり、昆布地区の水資源保全地域、これが平成25年10月1日に道の水資源条例の中で指定を受けてます。ただし、これは昆布地域の道有林の部分なんです。水資源の条例の指定に向けて許可を得るといふうになると、取水地から半径1km範囲で指定を受けるといふかたちになります。ですから、これを蘭越町のほうでいくとですね、蘭越地区の水源地、さらには昆布地区、湯里は道有林のみですから、さらにそれ以上拡大をさせる。そして目名地区、三和地区、御成地区という、そういう部分の中で水資源条例に指定をするといふと、その1km、半径1kmの全ての民地といふか、そういうものにきちっと同意を得たり、そのそこで森林開発とか、そういうふうにしていくということにはなりませんので、そういうきちっとした協議とかいふものが必要になってくるというふうに考えております。ですから、これについても、十分、水資源といふかたちで森林を守るという趣旨からいくと、これは非常に有効ですが、これを行うのにも民有林を持ってる方々、民地ですから、そういう方々のある程度、理解とか協力、そういうものがないと進めていけないということになっております。

ただ、町としては、この自然を守っていく方法として、先ほど言った準都市計画、さらには水資源の各水源地の拡大、そういうものについては担当のほうでも協議を進めていくというような部分での打ち合わせはなされておりますので、もう少し時間はかかると思いますが、その協議次第によって、議会の皆さんにも経過とか、そういうものもまた御報告しながら協議を進めさせていただきたいというふうに考えておりますので、御理解を願いたいと思います。

以上です。

○議長（熊谷雅幸） 淀谷議員。

○3番（淀谷融） はい、ありがとうございます。

今、勉強会されているということで、準都市計画ということで策定するという、国の制度といふのはどうしてもその事後報告といふふうになるので、

何て言うのかな。事後の届けってという感じの法律的なものが多いような感じであります。それを作るのならば国に対してもそれが駄目だから、今までその条例、水源地の条例とかやって、事前の申告をするということである程度把握していったということがありますので、勉強会においてもね、そのへんの部分を何とか改善できないかも検討していただければなというふうに思っております。

それと、先ほど言った蘭越町の水源地、昆布とか云々ということで、昆布地区だけはその道の指定に入っているということになっております。それで、蘭越町の部分についても、今のこれを見ると、各地区、これまで給水人口とかいろんな部分で、施設の拡充とかいったときに水源地を移動、移転させてやってきているという経過がございます。それが今、さっき言ったように、全てがそうなればということ大変なことになるのかなと思いますけれども、やはりこれからどうなるかわからないので、やはりどこかの地区っていうかこれから人口が減少していけば、そこの地区の水源地とか、何て言うのかな。いらなくなるというか、もう必要なくなるのかな。多くなってくればまた、全体のものが大きくなってくると思うんですけども、そういう部分を今、庁内で検討されているなら検討していただきたいと思います。

また、今、先ほど言った、外国資本のその開発行為ばかりじゃなくて、最近、その気候変動っていうか、地球温暖化によってですね、すごく影響も出てきているというふうに思います。様々な影響が。だから開発行為ばかりじゃなくて、やはりこの気候変動によって、先ほど言った、水源地なんかの枯渇とかいうこともないわけではない、将来的には考えられるんじゃないのかなというふうに思っておりますし、やはりそういうところの将来的にですね、将来の世代にそれを引き継いでいくっていうか。水の環境というか、森林資源や水環境の保全とか、生命の源となる、その水源の保護が施策としてとても必要になってくるのではないのかなと思いますので、今、先ほど町長が言われた庁内検討されておるならば、そのへんも含めて今後検討していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（熊谷雅幸） 金町長。

○町長（金秀行） 淀谷議員の再質問にお答えします。

一つが言った準都市計画区域の指定ということですね、これについては、通常は開発行為をしたら1万平米の部分は事後で届出が必要だという

ことなんですが、この準都市計画区域に指定されると3,000平米以上、3アールですか。だからその開発行為は許可しなきゃならないってことになってるので、かなりですね、この準都市にすると、強制力っていうのは強まってくるっていうふうに考えられます。

ただ、強制をする部分、それは民地ですから、そのいろんな何をするっていう部分もですね、やっぱりその人方の協力なり同意とか、そういうものが必要であるというふうに思ってますので、これについては、今後のいろんな開発行為、そういうものも、議員からおっしゃられた、これからまだまだ、今、昆布エリアっていうのは進んでいく可能性もありますのでね、十分、状況を確認しながら、これ勉強会と合わせて、また指定とか、そういうふうに進むというふうになれば、議員の皆さんにも協議をしてもらう、そういうようなことも出てくると思いますので、これをよろしくお願いしたいなというふうに思ってます。

それと、水資源の部分ですけども、これについては、やはり1km範囲で指定を受けると森林整備をするという部分についても、水源涵養林というふうなかたちで、所有者等が勝手にですね、伐採とかそういうことができないいろんな制限も出てくると思うんですね。ですから、森林を守っていくっていう方法としては非常にこの道の水資源条例指定を受けるといえるのは、私はこれは必要なことですが、そこに行くまでのいろんな協議とか協力っていうのも必要なので、そのへんのところは十分進めるに当たって、慎重に対応していかなければならないなというふうに思ってます。

蘭越町の約8割を占める森林ということで、ほとんど国有林はなくて、道有林、民有林です。ですから、特に民有林っていう部分からいくと、今は森林環境譲与税の部分で蘭越町はこのへんのエリアからいくと譲与税が多くもらってますし、その譲与税を活用して森林整備という部分も行っております。ですから、未来の子どもたちとか、そういうものを含めながら蘭越の自然、資源を守っていくっていうのは、私も大変必要であると思ってますし、そのために森林の果たす役割、二酸化炭素を吸収するその役割っていうのは大変重要だと認識しておりますので、今後とも、いろんな様々なハードルをクリアしていかなければならない部分もありますが、職員共々努力しながら進めてまいりたいというふうに考えておりますので御理解を願いたいと思います。

○議長（熊谷雅幸） よろしいですか。

○3番（淀谷融） はい。

○議長（熊谷雅幸） これをもって淀谷議員の質問を終わります。
次に、10番永井議員、質問席へ着席願います。
10番永井議員。

○10番（永井浩） ただいま淀谷議員からは水資源ということで、森林。
私からは環境、景観ということで質問させていただきます。
再エネ規制条例について。

大規模太陽光発電所設置に対応する再エネ規制条例が北海道各地で議会
に提出されているが、本町の考え方はいかがなものでしょうか。

○議長（熊谷雅幸） 金町長。

○町長（金秀行） 永井議員の再エネ規制条例についての御質問にお答えを
いたします。

近年、大規模太陽光発電所設置による景観の悪化、さらには山肌や森林の
伐採に伴う環境の変化、住民の意向を取り入れずに事業を強行するケー
スも見られることから、他の自治体では、太陽光発電施設の適正な設置及
び管理のため、事前協議による届出などの条例を制定し、禁止や規制区
域を設定するなど規制強化に乗り出している自治体が広がっていること
は認識をしております。

国においても、森林の開発行為に限ると、太陽光発電設備を設置する場
合は、これまでの開発面積1haを超える場合から0.5haを超える場合に
許可が必要となるよう令和5年4月に基準を改正し、規制の強化を行っ
ております。

大規模太陽光発電所設置に対応する再エネ規制条例の考え方についての
御質問でございますが、本町の太陽光発電施設への対応については、
令和4年3月に蘭越町太陽光発電施設設置に関わるガイドラインという
ものを策定しております。

10kW以上で区分される産業用施設に対し、必要な事項を定めてお
ります。

要領に内容につきましては、太陽光発電施設の建設などに対し、環境保全

や景観形成の観点から、建設等における基準として住宅等からの距離や地域住民への事業説明など事業者が遵守すべき事項を定めているところでございます。

現在、ガイドラインに当てはまる大規模太陽光発電設置に関する問い合わせは受けていない状況でございますが、住環境や景観等に関わる産業用施設の建設計画、この部分についても、現在のところ予定なども伺ってはいない状況でございます。国としては、国が指定している2050年までのカーボンニュートラル、さらには脱炭素の取り組みなど、再生可能エネルギーの推進に関しては理解をしているところでございます。町としても、その部分の中で進めていかなかつたらならないというふうに考えております。

その開発によって景観の悪化、さらには森林伐採に伴う環境の変化、生態系への影響など、地域住民の生活に支障を及ぼす場合には推進を全て容認できるものではないということは私も認識をしている部分です。

現時点では、産業用施設とする場合には策定されているガイドラインに基づいて、事業者からの申出や開発行為の届出などによって事業実施の把握を行って、開発の適否をしてみたいと考えているところです。

今後、更なる規制の強化、強制力の必要性が生じた際には、議会の皆さんや町民の皆さんの御意見を参考としながら、ガイドラインの改定、更には条例化に向けて検討してみたいと考えておりますので御理解を願いたいと思います。

以上です。

○議長（熊谷雅幸） 永井議員。

○10番（永井浩） 今、令和4年にガイドラインを策定したということですが、事業ってというのは、御存じだと思いますけども、平成24年に電力会社が一定量の、一定の価格で買い取りますよって宣言して、FITという言葉で使われてますけども、買取制度ですね。それで急にですね、太陽光発電事業者が増えて、大きくなった。ところが、規制が何も無い状態で、せいぜいあったのが環境条例ぐらいで、それでは全然対応できないということで皆さん作ってます。

私、釧路のほうに行くことが年に何回かあるんですけども、今まで高速道路が釧路までつながったんですよ。市内に。今までは阿寒インターで降りられてたんですけどつながったんです。そこはあの釧路湿原の上を走って

るんですが、びっくりしたのは両サイド太陽光パネルなんですよ。あんな醜いものはないし、釧路から厚岸に向かっていくと、厚岸に向かった左側の斜面っていうのはずらっと太陽光パネルが貼らさっている。毎年行くたびに増えている。それは釧路市の考え方もあれば、厚岸町の考え方もあるだろうけれども、やはり醜いですね。すごい。それで、釧路もですね、かなり昨年の10月ですか、かなり厳しい条例を作ったんですけども、やられてしまってるからもう手遅れなんですよ。そういうことがあるので、やはり先手、先手で、また登別では罰則規定のある条例を作ったという。あと三笠市の農地のすぐ横に知らないうちに杭打たれてたとか、そういうことが実績としてありますので、なるべくなら早い、早い、手を、今のところね、問い合わせはないって言うんですけど、意外と問い合わせくる時、もう土地買われていたりなんかする場合がありますので、そのへん先ほども話してた土地の購入に対するブレーキの条例が作るとか、そういうのを道で決められている条例をもっともっと生かすとか、そういうことを考えていかなければならないし、三笠においてはですね、計画地は80haで、事業者は既に地権者と土地売買契約を締結、工期は26年5月開始と説明していた。事業者は去年12月、道と市の行政指導を受けて違法な作工物を撤去したが、事業からの撤退は表明していない。こういう状態なんですよ。だから、指導されたところは改善するけど事業は絶対やりますよ。80ha、あの三笠のワインのね、ここ、ワインの作る農地がずらっと並んでるその真ん中に作ろうとしてるんですよ。だからそういうことが蘭越町でもですね、ないようにしていただければ、本当に、農村のすごい素晴らしいところにずらっとあの黒いパネルが立っているというような状況だけはですね、避けてもらいたいし、これでね、新しい商売が生まれてるんですよ。鶴居村なんですよ。鶴居村はこの間8,000万円で土地買い、あれ2期にわたって買ってるんですよ。それは、土地は300万円と400万円です。700万円なんですよ。既にそこは造林、全部切って、いつでもスタートできるような、建設スタートできるような状況にあったから、その買い取った条件として、それまでにかかった工事費を払って言われています。企業から。それでその工事費も含めて8,000万円の予算計上したということです。これ、評論家に言わせると、いい商売だ。やるやるって言って買って、土地買ってからやりますよって説明して、もう開発行為始めますって言った後に、いやそれはちょっと勘弁してくださいと土地買い戻しますからって言ったら、じゃあ土地代はいくら、それから造成にかかった経費はいくらでそれ払ってくださいっ

てというような状況が、新たな商売として生まれてるっていう可能性が
ありますよという提言なさってる方もいらっしゃるんです。だから、極力早め早
めですね、手立てをしてっていただきたいなと思います。

○議長（熊谷雅幸） 金町長。

○町長（金秀行） 永井議員の再質問にお答えします。

太陽光発電施設の設置に係る部分の中で、もっと強化をしていくという
ことは、私も非常に理解をしているところもあります。先ほど答弁をさせて
いただいたガイドラインっていう部分の中でも、確かに内容については各
町村で設置してる条例なんか、うちのガイドラインとそんなに大きく遜
色はないんですが、先ほど議員おっしゃったとおり、登別市は罰則5万円の
過料ということで、ほかはほとんど罰則設けてないんだけど、登別市では
もうそこまで強制的にいきますよっていうふうに設定をしました。非常に
ガイドラインは行政目的、そういうものの達成のための、ある程度、指針で
すとか、推奨だということです。ただ、条例になってくると、議会の議決を
経て制定するという部分ですので、法的拘束力っていうものは出てくるだ
ろうというふうに考えております。

先ほど鶴居村のお話もされました。私も鶴居の村長とは結構友好にさせ
てもらってますので、いろんな問題があってですね、そこを買ったというよ
うなお話も受けました。羊蹄山麓においても、先般、羊蹄山周辺のそういう
土地も購入したという町村もあるということもお聞きしております。

太陽光発電だけに限らず、いろんな開発行為を行う、その部分の中では、
やはりその事業者の方にとってはですね、いろんな民地から土地を購入し
て、その部分開発行為をしていくという部分ありますので、私としては、今
のガイドラインの部分の中では、その開発行為をするときには必ず地域住
民の説明会をするという、そういうものの規定も定めておりますし、その住
民の説明会を行った報告等については町のほうにも必ず報告をするよう
にと。そして、町のほうにおいては、騒音ですとか低周波の対策、さらには電
波障害とか自然環境対策とか、景観対策とか、そういう部分の中でいろいろ
措置を講ずると、話を聞きながらきちっとやってくださいよというような
部分は業者のほうに申しつけることはできますけれども、ある程度ガイド
ラインですから、これは業者が自主的に遵守するという部分なので、それは
必ず今の中で法的根拠がないので、事業者のほうにきちっとその対応をし

てくださいというお願いというふうに限られています。

ですから、今後、様々ですね、再生可能エネルギーというのを進めていく部分の中で、今、太陽光については、かなりいろんな町村の部分の中で問題が出ておりますし、その対応というのは協議していかなかったらならないと思っております。で、私としては、いろんな大規模開発とか、いろんな再生可能エネルギーもそうですが、そういう大規模に行いたいというのが来た場合には、まずは議会のほうにもきちっと説明をして、そういう中でどうだという御意見も聞きながら進めていきたいというふうに考えてますし、これまでにもいろんな部分の中で大規模にやる場合は、そういうふうな対応をとってきた部分もありますので、今後、今現在はそういうような小規模でやってる方はありますけども、大規模開発になればですね、十分、議会との協議、さらにはそれでもですね、いろんな部分でどんどん進んでいけば、先ほど議員が言った条例制定、これも議会の皆さんと協議しながら進めていく。この部分については、今後の状況によっては十分検討していきたいなというふうに考えておりますので、御理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（熊谷雅幸） 永井議員。

○10番（永井浩） 後手に回らないように、本当にメガソーラーの発電所については全部、各町村後手に回ってしまっていて、大変なことになってます。仙台でもかなり問題になって、知事が中止、市長か、仙台市長が中止してくれっお願いしても知らん顔されているような状態だということもありますし、やってもらいたいです。本当にゼロカーボンを宣言してると、やっぱり森林は、蘭越町の場合80%を占めていると。結局それもベースに相殺されるわけだからCO2の排出、吸収。だからその再エネやるために山林伐採をされるとですね、結局、意味なくなっちゃうので、そのへんアンテナをです、本当敏感に立てて対処していただきたいなと思います。

○議長（熊谷雅幸） 金町長。

○町長（金秀行） 御質問にお答えします。

今、開発行為に関しては、それぞれいろんな、今、このエリアですから、担当のほうに説明が来ております。その都度、私どものほうにも報告を上げ

ってきております。で、その開発行為によって大規模、そういうふうになった場合には、できればまずそういう開発をしたいというふうになればですね、担当者で聞きながら、そして、さらに副町長なり私のほうにも話を聞かせてほしいというふうに指示をしているところです。で、その話を伺った部分の中で、さらに、この部分についてまださらに大規模だっていうふうになればですね、先ほど議員おっしゃったように、私も景観とか自然、これはもう絶対大事だっていうふうに思ってますし、その再生可能エネルギーだと言っても、それをゼロカーボンするための、先ほど言った相殺、そういうことには、やはり蘭越町にとって、その資源、自然、この部分を守っていくことが大前提ですから、そこをですね、間違わないようにというか、きちっと議会の皆さんともあるようになれば私はきっと協議をさせていただく、そのことは今後も職員共々ですね、一つのその開発行為に対して町のスタンスっていうのはそういうかたちを取りながらですね、行っていきたいなというふうに思ってます。ただ、何もしないっていう部分ではなくて、やはり再生可能エネルギーの部分でも必要だというような、そういう事業も今後出てくるかもしれないので、そういう場合においても議会の皆さんともきちっと相談しながら進めていく。そのことについては、私のスタンスは変えていないというふうに考えておりますので、御理解を願いたいと思います。

以上です。

○議長（熊谷雅幸） よろしいですか。

はい。2項目に移ってください。

○10番（永井浩） 2問目です。

ドッグランの設置について。

尻別川河川敷の旧パークゴルフコースにドッグラン施設を設置してはどうかという町民の皆さんから御意見をいただいております。

近隣では真狩村や留寿都の道の駅等に隣接して設置されております。ドライブ等で愛犬連れの方々やドッグラン利用目的で訪れる方々、また蘭越町からも利用しに行く方々がいるようです。

本町の河川敷の旧パークゴルフコース周辺は、公園があり、駐車場やトイレ等が整備されております。また、羊蹄二セコを望む桜の名勝地ですので、キャンプ、車中泊をする方々も少なくありません。

旧パークゴルフだったことから、芝が全体に張られており、簡易的な柵と適度な草刈りで設置できると考えますが、いかがなものでしょうか。

○議長（熊谷雅幸） 金町長。

○町長（金秀行） 永井議員のドッグランの設置についての御質問にお答えをします。

尻別川河川敷地は、今や町を代表するイベントでありますせせらぎまつりの会場、また、健康志向の高まりを受けてウォーキングを楽しむ方がいたり、釣りの愛好家が訪れたりと町内外からたくさんの方々を訪れる大変魅力的な自然環境があふれる場所であると認識をしております。

その河川敷地でございますが、令和2年には、利用者数の減少と維持管理に負担が生じているとの状況から、パークゴルフ場の閉鎖を余儀なくしたところでございます。

閉鎖後については、河川管理者であります小樽開発建設部が中心となって、尻別川の河川空間を利用した地域活性化について議論をする尻別川ワークショップを開催をして、役場職員、関係機関が、パークゴルフ場閉鎖後の利活用について検討を行ってきた経過にございます。

サイクルツーリズムの取り組みとして、ワークショップの意見が反映されたかたちで河川敷地にサイクリング誘導看板が設置されたという経緯もございます。

現在、このワークショップは、昨今の集中豪雨など、気候変動を踏まえた治水計画の見直しや川の断面積を広げる稼働掘削工事の実施等によって議論が中断となっているところでございます。

尻別川河川敷の旧パークゴルフコースにドッグランを設置をしてはどうかという議員からの御質問ですが、小樽開発建設部より、先般、今年度の工事の実施状況によって一定の目処がつくことから、ワークショップを再開して利活用の議論を進めていきたいという申し出を受けたところでございます。

このワークショップが開催された際には、ドッグランを希望されております町民の方の御意見もあるということの一つの案として提案をしてまいりたいというふうに考えております。

ドッグランは運動不足の解消やストレス発散などのメリットがありますが、他の犬との喧嘩、さらには感染症、寄生虫などの健康面、衛生面などの

デメリットもございます。また、管理面として、芝刈り、フンの処理など、メンテナンスも必要となります。

河川敷という制約がある中で、設置が可能かどうか、ワークショップでの協議、他町村のお話を伺い、河川管理者の御意見をいただきながら検討してまいりたいと考えておりますので御理解を願いたいと思います。

以上です。

○議長（熊谷雅幸） 永井議員。

○10番（永井浩） ありがとうございます。

是非、尻別川ワークショップに提案していただきたいと思います。

やはり、いろいろな面あると思うんですが、意外と飼い主さんはそういうことを知ってまして、いろいろ問題のことは知ってまして、意外と、何て言うんですか。他の犬とのとか、それからそういう排便したものとかそういうのをきちっとですね、やってるようです。

そして、一番いいのは河川敷をリードをつけて散歩して、そしてぐるっと回ってきて大谷あたりまで歩いて戻ってきて、あの橋のたもとにドックランあったら、リードを離して思いっきり走らせるとかっていうのがですね、望んでるようです。是非ですね、対応していただければ、提案して開発で駄目ですって言われたらもうそれで終わりなんですけども、一応提案していただければありがたいです。

よろしくお願いします。

○議長（熊谷雅幸） 金町長。

○町長（金秀行） 永井議員の御質問にお答えします。

利用者のマナーっていうのはこれは非常に大事だなっていうふうには思うんですね。ただ、いろいろ設置してるところのお話を聞くとですね、マナーを守る方もいれば、やはりフンとか、そういう部分はそのままだしていく。結局、それを管理する町の職員とか、委託してるそういう方々にお願いするしかないっていうお話は、実は聞いているところです。

ですから、非常に、やる部分については提案をしながら進めていきたいなというふうには思ってますけども、まずいろんな課題、こういうものも近隣町村のほうから聞いてますので、仮にですね、市町村、他の市町村において

は、最初、進めるに当たって、イベントとか期間限定で仮設のですね、そのドッグラン。ドッグランは、あの網というか、その支柱とネットを張ってですね、そんなに費用がかからないというような部分もあるので期間限定の仮設ドッグランを設置して運用すると。それによって利用者のニーズとか、場所とか、そういうものも検証しながら検討を進めているという、そのお話を聞いたこともありますので、開発のワークショップでの協議と合わせて、うちもそういうようなことも含めながら、いろいろ利用に当たって意見なんかも聞いてね、そしてドッグランが皆さんに有効にきちっと活用される。そんなようにしていければいいなというふうには、今、現在考えております。

いずれにしても、議員から貴重な御意見をいただきましたので、その部分についてはきちっとお話をさせていただきながら、そして、町としても、これからそういうようなイベントなんかあるときに、そういう御意見をいただく、いろんな場所としては、仮にですよ。尻別川のせせらぎまつりのときに何かそういうような部分を作りながら、意見なんか聞く場とか、それは内部でも十分検討しながら進めてまいりたいなというふうに考えておりますので御理解を願いたいと思います。

○10番（永井浩） 終わります。

○議長（熊谷雅幸） よろしいですか。

これをもって、永井議員の質問を終わります。

次に、8番赤石議員、質問席へ着席願います。

8番赤石議員。

○8番（赤石勝子） 1点、教育長にお伺いいたします。

登下校のスクールバス利用について。

スクールバスについては、距離によって利用の有無が定められていることは理解しておりますが、安全対策の観点等から、今後、大谷、曙団地方面の児童生徒の利用ができないものかお伺いいたします。

○議長（熊谷雅幸） 渡邊教育長。

○教育長（渡邊貢） 赤石議員の登下校のスクールバスの利用についての御質問にお答えします。

本町のスクールバスは、昭和51年の蘭越中学校統合に伴い、遠方から通学する生徒の通学手段として導入しております。

その後、小学校の統廃合やバス事業者の撤退による蘭越高校生の通学利用等を拡充し、現在は片道4km以上を利用基準に定めております。ただし、安全対策の観点から、平成18年より特例として2km以上の児童生徒についても乗車を認めているという状況にあります。

議員御質問の大谷、曙団地方面の児童、生徒のスクールバスの利用につきましては、2kmに満たないものの対象となる子どもたちも毎年一定数いることから、既に内部で検討を行っているところであり、実現に向けて課題を整理している段階でございます。

課題の一つ目に、安全性の懸念でありまして、現在運行しているバスで乗車人数を拡大した場合、マイクロバスでは補助席を利用しなければならない状況となりますが、補助席にはシートベルトが備わっていないため、万一の事故の際、児童、生徒に重大なリスクがあり、安全確保の観点から慎重にならざるを得ないと考えております。

二つ目に、使用車両の見直しにより、マイクロバスを中型バスに変更した場合、車両が大型化することで安全性の懸念がなくなり、乗車対応は可能となりますが、その一方で、現在、停留場所として使用している狭い路地への侵入やバスが旋回できなくなり、別の場所に停留場所を設定しなければならない関係から、利用者によっては停留場所までの距離が遠くなる可能性もございます。

このようなことから、即座に対応することは難しい状況ですが、路線の見直しによる乗車人数や使用車両を勘案し、また、必要に応じて新規車両を整備することで、大谷、曙団地方面の児童生徒の乗車は可能になるものと考えております。

いずれにいたしましても、今後も町内の児童、生徒が減少していく一方で、スクールバスの利用者の増加が見込まれておりまして、教育委員会といたしましても、児童、生徒の登下校の安全確保は最優先事項でありまして、安全に配慮した運行ルートの見直し、またバスの更新等に係る財源も必要となってきますので、スクールバス運行事業者を含めて、内部で十分協議の上、検討してまいりたいと考えておりますので、御理解願います。

○議長（熊谷雅幸） 赤石議員。

○8番（赤石勝子） ただいまの答弁ありがとうございました。

いろいろな諸事情もありまして、大変だと思っておりますけど、以前よりこう考えていたんですけど、曙団地方面は、前から見るとずっと交通量も激しくなり、あそこの陸橋のあたりは民家がないんですよ。そういうところ、冬はランドセルを背負って歩いている生徒を見たりね、先月、猛吹雪の時も、スクールバスに乗る子どもたちはスクールバスだけど、大抵、今は朝も帰りも何か親御さんが迎えに来る人が多いんですよ。だけど、やっぱりみんな共稼ぎで迎えに来れない子どもは歩いて帰るって、スクールバスに乗って帰る生徒が家に帰って、何々ちゃん今日かわいそうだったって、お母さんも誰も来てくれなくて、歩いて帰ったって、吹雪の時、言ってたって、そういう話も聞いたりしたらね、やっぱり交通安全上の面から考えたりね、最近、この蘭越でもちょっとした事件がありましたしね、そういう観念から言っても、そういう危険性や交通安全の面からしても、なんとか大谷、曙団地方面の子どもたちをね、登下校のスクールバスに乗せてもらえたらと思うんですよ。

もう重々、最近びっしりスクールバスのメンテの従業員も不足しているのか募集かかっているのも、もう中身は大変だと思っておりますよ。でも、やっぱり子どもたちが事故に遭わない前にそういう対応をしていかなきゃならないんじゃないかなと思うんですね。

そういう観念からして、もう一度、教育長のお伺いいたします。

○議長（熊谷雅幸） 渡邊教育長。

○教育長（渡邊貢） 再質問にお答えします。

私が昨年、教育長に就任してからですね、このスクールバスの関係、十分内部でも色々調べさせていただいたときに、今、赤石議員からおっしゃるとおり、曙、それから大谷団地方面、いわゆる幹線沿いのそういう子どもたちの一定数の状況について、なんとかできないのかなっていうのは自分なりに考えておりました。

そこで、うちの担当課にもですね、ちょっとシミュレーション、状況、ちょっと出してみてくれっていうことで作らせました。それでですね、今現在令和7年度で小、中学校で、今、人数が284人。それで現行の2km以上のスクールバス対象者108人、率でいうと約38%。で、5年後の令和13年で推計シミュレーションでは小学校、中学生の人数は234人と減少

する一方で、乗車人数がですね、135人ということで、約57%。スクールバスはこのようになくってはならないという現状がはっきりとわかった次第でございます。

こういったしっかりとしたある程度のシミュレーションの中でですね、まずスクールバスの体制、それから今の拡充をどうしたらいいかということとをまず内部で検討しました。

現在、7方面ですね、7方面で7台の車両、車両の内訳は、中型2台、マイクロ3台、ワゴン車2台、この7台で7人の運転手で朝一斉にスタートします。現行のスクールバスの体制の人員なんですけども、8人、従業員8人で臨時運転手2人ということで、現在10人体制で概ねこれで運行して、ハイヤー事業というかですね、そっちも含めてやっているところでございます。

そんなことで、朝の到着時間が約、各小中学校で7時55分から8時10分までの間に到着しなければならない。これを逆算して、その7方面のルートを着けるように、幹線沿いで来るように設定しているところでございます。この1年間、要望としては家の前までつけてほしいなとか、そういう要望も結構ございますが、さすがにこの時間に着くまでの間には、なかなかそういう細かい要望まで、当然、聞けない状況ではございます。それで、幹線まで出てきていただいて、来ている状況で、今の現在に至ってます。

そういう状況の中で、大谷団地と曙団地の子どもたちの推移は、この5年間で約15人から20人程度の間でも5年間いるものと推計されております。

ですので、こういったシミュレーションに基づきましてですね、ある程度、このバスの必要性、2km未満でございますけれども、一定数いるということのこともありますので、これはちょっと前向きに考えても考えたいなというふうに思ってます。

ただ、今、おっしゃるとおり、そのバスを単純に増やすとかっていうんじゃないんですね、現行のバスの台数をマイクロから中型に変更したりですね、そういうことをしながら、考えながらやったり、あとルートですね、今のマイクロバスから中型のバスのこの入れ替えとかをしながらですね、うまくできないかかっていうことで、今、試行錯誤、いろいろ検討してる最中なんです。

そういったことも含めて、限られたスクールバスの従業員の職員の中でするので、この中でうまい具合にできるように検討して、対応できない

か検討してまいりたいというふうに、引き続き検討してまいりたいと思いますので御理解願いたいというふうに思います。

よろしく申し上げます。

○議長（熊谷雅幸） 赤石議員。

○8番（赤石勝子） ありがとうございます。

是非、そういうような考えでいってほしいと思います。

本当、戸口から戸口でなくていいと思うんですよね。今まで歩いてたことを考えたらね、家のないところ吹雪の中、歩くとかね、これが秋の日が短くなったら暗い時でも歩いてるんですよね。生徒ね。そういう危険性もあるしね。曙は曙の1か所にね、停めてもらうとかって、そんな大型バスがくるくる回るようなあれでなくていいと思うんですよね。それでも子どもたちにしてみれば助かると思うんですよね。親御さんも安心して通学させれると思いますので、是非、そういう方向で考えていただきたいと思います。

○議長（熊谷雅幸） 渡邊教育長。

○教育長（渡邊貢） 繰り返しになると思うんですけども、いわゆる児童、生徒の登下校の安全確保、これについては、先ほども申しました教育委員会としても最優先の、優先事項でありますので、この安全に配慮した、まずはルートの見直し、それから必要に応じてバスの財源等も必要となってきますので、このへんは当局含めて議会の皆さんの御理解も得ながら慎重に検討して前向きに考えてまいりたいと思いますので、御理解願います。

以上でございます。

○議長（熊谷雅幸） 赤石議員。

○8番（赤石勝子） ありがとうございます。

是非、そのようにして、子どもたちのために考えていただきたいと思います。

終わります。

○議長（熊谷雅幸） よろしいですか。

これをもって赤石議員の質問を終わります。

ここで15分間、休憩いたします。

再開は14時10分といたします。

○議長（熊谷雅幸） 再開します。

○議長（熊谷雅幸） 10番永井議員、質問席へ着席願います。
10番永井議員。

○10番（永井浩） らんこし米の銘柄米としてのブランド化について質問させていただきます。

町政執行方針6ページの3、地域産業が元気なまちづくりに、らんこし米の銘柄米としてのブランド化と関係機関への要請とありますが、どのような手法でブランド化を進めるのかお伺いいたします。

以前にもお伺いしましたが、農産品のブランド化にはG I認定が課題であり、G I認定されたとしての次の段階、6次産業化を進めていかなければ、現状の消費社会でのブランド化は難しいのではないかとと思いますが、行政として何をどこまで携わるのか、ブランド化の手法をお聞かせください。

○議長（熊谷雅幸） 金町長。

○町長（金秀行） 永井議員の町政執行方針6ページに記載のらんこし米の銘柄米としてのブランド化と関係機関への要請についての御質問にお答えをいたします。

町の基幹産業である農業、その主要品目であるお米は、町内経済を大きく左右し町の税収や商店、事業者に恩恵をもたらし、町民が豊かに暮らす上で非常に大切なことを感じているところでございます。

全国的な米の品薄と価格高騰により、令和6年から2年連続で水稻農家の所得は向上したものと認識をしておりますが、今後の状況によっては価格、買取価格の下落も危惧されており、生産者が安定した営農を維持するためにはJA等の関係機関への要請が必要であるというふうに考えております。

ブランド化については、令和6年度から経済産業省の補助金を活用し、外部有識者による蘭越町地域ブランド確立検討委員会を設置し、中長期的な

視点でのブランド力の向上を図るための取り組みを進めているところでございます。

今月4日に、有識者4名と札幌のお米取り扱い業者などによる座談会を開催し、昨今のお米の状況を含めてらんこし米の方向性について議論を進めたところでございます。この会議にも町議会議員の皆さんにも出席をしていただいたところでございます。

これまでのブランド化は、競合他産地との差別化、有利販売というキーワードで検討を進めてまいりましたが、米が高騰したり、その反動で下落するなど、従来のブランド化が通用しない状況が生じていると感じているところでございます。

町が考えるブランド化、これは一例を申し上げますと、らんこし米のお米は美味しいから、多少高くても買ってもらってほしい。らんこし米のファンになってほしい。高値で安定して売れるお米もあると、一例として考えているところでございます。例えば、魚沼産のコシヒカリは銘柄米として高値で販売されております。全国的な知名度を得た成功の一例だと思います。

限られたらんこし米を道内を主にターゲットにするのか、全国展開するのか、輸出などを含め、検討の余地はありますが、米の需給に左右されない高値安定の銘柄米を目指すことがブランド化でもあると考えておりますが、方向性を生産者や関係機関と共有して連携しなければ、これを進めることは困難であるということも考えております。

先ほど申し上げた有識者による検討委員会で議論しながら、激動する時代に合ったブランド化の展開を政策として進めていけるよう努力してまいりたいと考えております。

次に、GI、地理的表示保護制度については、特定の地域で気候、風土、伝統的な手法に基づき、生産された品質の高い産品、農林水産物、食品、酒類を国が登録し保護する制度で、国の信頼、お墨付きを得て、他産地との差別化が明確になり、知名度や価格の向上が見込め、ブランドの確立と差別化できるとされております。

また、6次産業化については、米農家、1次産業が米の加工、2次産業、米粉、餅、パックご飯や販売、直売、3次産業、農家レストランやネット販売などを一体的に行うことなどが想定され、農産物の付加価値を高め、所得向上、雇用創出、農家主導のブランド化が実現すると理解をしております。

米の加工とその販売については、昨年、森ノ醸造所が町内産有機のななつ

ぼしを使い、スパークリングの日本酒が完成し、販売が始まっており、多数のメディアでも取り上げられるなど、現在のところ、町内外で好評と伺っており、多数の生産者が関わっていることから、広い意味でらんこし米の価値を高める6次産業化であると考えております。

G I や地域団体商標、G A P、農畜産物を生産する工程で生産者が守るべき管理基準、その取り組みでございますが、ブランド化手法の一つですが、生産者や団体が行うもの、実施が困難なものなど、全てを自治体が行っていくことは非常に難しいものがあると考えております。

その一方で、森ノ醸造所や有機の取り組みなどは、町も関わり、必要な支援を行い、検討委員会の議論も参考にしながら、らんこし米のブランド化、ひいてはまちのイメージアップを図ってまいりたいと考えますので御理解を願いたいと思います。

以上です。

○議長（熊谷雅幸） 永井議員。

○10番（永井浩） 今、言われた6次産業、まさに森の醸造所、言っちゃいけない。醸造所は、まさに蘭越で生産された米を自分たちで確保して、そして販売ルートも自分たちで持っていると。それでいてお酒のブランド名も高いと、ブランド力も高い。素晴らしいことだと思うんですけども、それに蘭越町も携わってるってことは、確かに6次産業化って言えば、6次産業化ですが、蘭越全部のお米がそこに行くわけでもないわけです。蘭越町のお米のですね、品質、それから信頼度を高めたのは農家さん方が一生懸命取り組んでいる米ー1グランプリ、また、個人で全国のコンクールに、コンクールに出してですね、優秀な成績を得てきたっていうのが、まず、そこで確立された品質をどう今度、農家さんだけで消化するのか、発展させていくのか、私たち町民も一緒になって、また行政も一緒になってですね、なんとかその次のことをできないかっていうことを考えていくのが、やっぱり地域的なですね、ブランド化だと思うんです。やっぱりここにあるんですけども、これ、農水省の書類なんですけども、やっぱり地域ブランドっていうことが大事で、今、魚沼産のお米のことも話されましたけれども、魚沼産のお米もただ売れたわけじゃないです。食管法あって勝手に売れなかったんですけども、それを大阪かどっかのね、スーパーか、電気屋のやつだったかな。こっそり夜中行って買ってて、それ捕まってテレビに出て、そしていや、魚沼産の米

がうまいんだよって日本一だとかって言ったっけ、爆発的に売れちゃったってというのがあってブランド化されたってというのがあります。やっぱりその地域ブランドとしてどうやって携わっていくかっていう手法もここにあるんですけどなかなか難しいんですよ。例えば、鹿児島じゃないや。熊本の、鹿児島か、鹿児島の黒豚だとかは、販売管理もしてるんですよ。よく、肉牛だとか神戸牛、遺伝子全部、ロット全部やって、販売管理しててほかに出さないようにするとか。流通管理を徹底するっていうことですよ。あと、例えば京都の野菜、京野菜っていったらいろいろありますけども、大原のほうとかでもいうのは、基本、直売所売りなんですよ。それを確立してそこ行かないと買えない状態、そういうのをあえて狭き門にしているって広く売ってるわけですね。そういうことを徐々に、徐々に考えて、真剣にそういうことを考えていかないと、何か会議ばかりやって、その前に進んでないような気がするんで、いろいろ具体例があって、具体例をまねするということももうそれでブランドとしてはもう駄目なんですけども、いろいろと広くですね、そろそろいろんなところの事例を集めて、そしてその中から自分たちに合ったものを、今度、自分たちの、自分たちの町に合うように形成、作り直していくっていうことも大事だと思うので、そのへんの作業をですね、なるべく早くやっていかないとなんないかなと思います。

今日の朝もちょっと自分にLINEきましてですね、旭川の人なんですけども、蘭越のどこのお米、友達がね、10キロずつで4人、40キロ欲しいんだけど、なんとか話通してくれないかとかっていう話ですね、LINEでくるような時代。確かに、今、農家の人、本当に苦勞して、苦勞して、自己生産、自分で生産して、自分でブランドカつけてコンクールとか行って、優勝して、その実力あったまま、今度自分で生産して販売しているという、まだ完全な6次産業ではないけども、そういうブランドを確立し始めているので、そのへんのことをですね、踏まえて努力してほしいなと思うんですけども。

○議長（熊谷雅幸） 金町長。

○町長（金秀行） 永井議員の御質問にお答えします。

実は、この間のブランド化の検討委員会の中で委員の皆さんが言ったのは、らんこし米っていうのはもう既にブランド化になってるんだってことです。今後のブランド化の大きなキーワードとなっていくのが、米一

1 グランプリと森ノ醸造所だという話もされておりました。生産者の皆さんが個々に努力をして、そしてその中で全国大会に出たりとかグランプリを取って、その個人の中のお米を、もう非常に欲しいという、そういう方々がもうそれは実際にいると。だから、らんこし米っていうのは個人の部分からいくと、もう既にブランド化っていうのはもうできてるんだと。そうしたときにですね、これから、先ほど言った米ー1グランプリと森ノ醸造所は非常に大切なことだよっていう話もされておりました。

それと、これから、もう今、二つ御紹介しますが、こんなことをこれから考えていったらいいんじゃないのって言われたのはですね、らんこし米を応援したくなるようなエピソード、それとか隠れた逸話などをストーリーとしてPRしていくことが必要だと。これは何かと言うとですね、その時にある委員の方々が、タンパク質やアミロースなど米の食味は、昔ですね、今、食味計ってどこでもありますよね。その食味計を作った方というか、それは発祥は蘭越だっていうことなんですよ。それはなぜかと言うと、タンパク質やアミロースなど米の食味は、昔、蘭越に研究者が入って町の生産者と調査を始めたことに端を発していると、〇〇さんで南さんのほ場に入って、そこで調査をして、それが論文となって、今や、現在、日本の食味計を製作している会社っていういろいろあるけども、この起源のフィールド、これが蘭越にあるんだっていうことを、私も聞いて、〇〇先生の名前は聞いてみただけども、やっぱりこれが発端だっていうのはですね、論文でちゃんと示されてるので、こういうようなことを、らんこし米のブランド化の一つとして、またこれをPRしていくっていうことも必要だよっていうことの指導を受けました。

それと、もう一つはデザインを重視しなかったらならないんじゃないのっていうお話をしてくれました。森ノ醸造所を委員の方々が行ってみました。その時に、この森ノ醸造所のデザインっていうのが素晴らしいっていう話を皆さんされておりました。お酒とか、その中に入ってるいろんなデザイン、そういうものをもっとですね、町のほうとしても、これデザイン重視で、そのためにはデザインに関するお金をかけなきゃだめだよっていうくらい実はそういうお話もされましたね。

ですから、やはり必要な投資というか、ブランド化を進めていくためには、この二つというものもありますし、先ほど言った米ー1グランプリと森ノ醸造所が果たしていく役割っていうのは、非常にこれからのらんこし米を進めていく部分の中でも大変大きなことだし、蘭越を応援してくれる、応援し

たい、そういうような方々も多く得られるような、蘭越のPR、さらにデザイン、そういうことももっと考えていくべきだということで、いろんな部分です、デザインをやっていくというふうになると、これは非常に財源も必要になってきますが、私としては昨年、高校生の模擬議会で、らんこし米のモニュメントを大きくきちっと作るべきだっていう、そういう意見をいただいて、是非、これは進めていきたいなっていう部分も、担当のほうと協議ををしているところです。

ですから、そういういろいろ委員の方々、外部から見た専門的な委員の皆さんのお話も伺いながら、うちにとって、やっぱり何が必要なんだということですね、内部でも十分協議しながら、私はこれから進めていくべきではないかなというふうに考えておりますので、御理解を願いたいと思います。

○議長（熊谷雅幸） 永井議員。

○10番（永井浩） 引き出したかったですね、答えが今、全てでして、ここにね、ちょっと押しつけがましいんですけども、ちょっとあって、ブランド化とは顧客に自らの提供物に識別してもらい、かつ他社の提供物と区別してもらうための手段であり、また品質を保証し、価値の提供を約束することによって、顧客との関係性を取り結ぶ手段とされ、ブランド化とは意味や価値を伝えることによって、顧客に選択し続ける仕組みを作り出すこと。すなわち、町長、今、物語を作る、その意味。それから価値を伝える。またですね、アメリカのですね、マーケティング協会の定義によれば、ブランドとはある売り手の財やサービスを他の売り手のそれとは異なるものと識別するための名前、デザイン、シンボルの他の特徴とされる。これについて、業界はそれ以上のものと、すなわち市場に一定の認知、評判、存在感などを生み出すものをブランドと呼んでいると指摘する。製品を識別させるため、他と区別するネーム、ロゴ、シンボル、デザイン等の構成要素、ブランド要素と、このブランド要素が今まで足りなかったんじゃないかなって思います。だから、各農家さん自分たちのですね、袋を作っているいろいろ特徴あるパッケージを作ったりなんかしてるんですけど、やっぱりらんこし米の統一したですね、それぞれのパッケージにですね、プラス蘭越町、らんこし米だっていう、また、ロゴか、それからマークなどをですね、作って、それを提供していく。やっぱりこれ、デザイナー料とかそういうのはお金がかかりますけども、そういうのにお金かけることはいいことだと思いますが、意外とどうで

しょうか。

○議長（熊谷雅幸） 金町長。

○町長（金秀行） 永井議員の御質問にお答えします。

デザインとか、それとか今でいったら、蘭越のそういうPRするためについてということで、二つあるって委員の皆さんがおっしゃってくれたことを、議員からも今、改めてそういうことが必要だということをおっしゃっていただいたので、私もこの部分については、また委員会ってというのは来年度も経産省の支援事業をいただいて進めていけるということになってますので、もう少し、本当に外部からですね、有識者の方々、それと札幌で大きな米を販売している二つの方々の御意見からも、もう一番売れてるのは本当にらんこし米なんだっていうことはもう本当に言ってましたね。円山の中で一番売れてるっていうのはもうらんこし米だって。ですから、らんこし米っていうのはブランドっていうブランド力は十分あると。

ですから、これから町としてさらにそういうことをいかに進めていくんだっていうのが、今、言った部分二つは重要視しながら行っていきたいなというふうに考えています。

それと併せて議員が今おっしゃった蘭越を統一したとか、PRするようなマークとか、今まではタンパク何%以下とか、そういうような部分の中でらんこし米っていうかたちでガイドラインを作りながら、推奨をしていきました。

ですから、今後はブランド化になってるらんこし米をいかに見せていくかっていう議員もおっしゃってくれた、そういうような部分にも力を入れていかなかったらならないのではないかなというふうに考えております。

個々の生産者の皆さんも今、努力しながらいろんなやっていただけてますが、町として、関係機関として、らんこし米のブランド力という部分については、これからまだまだ検討しながら進めていかなかったらならないと思いますが、先ほど答弁させていただいたデザインとか、さらにはらんこし米由来のですね、何か逸話とか、そういうような秘話、そんなものも冊子とかできればです。そういうようなものにしながらPR、そしてらんこし米だという、そういう何かデザインとかシールとか、その部分についてはちょっと今、こうしますまでは答弁できませんけれども、そのへんは内部の中でも十分検討しながら進めてまいりたいなというふうに思ってますので、

御理解を願いたいと思います。

以上です。

○議長（熊谷雅幸） 永井議員。

○10番（永井浩） 何か少しずつ前に進んでいくのかなって思います。もう30年ぐらい前なんですけども、旭川に中小企業大学校というのがあって、そこでちょっとCIっていうコーポレートアイデンティティっていう勉強しました。それは、例えばもうその色を見ただけで、その会社がわかる。例えば、航空会社で、大手航空会社で、赤い鶴って言ったらもうすぐどこかわかりますよね。青い色って言ったらどこかわかりますよね。黄色って言ったら航空会社であそこだなどかってわかるように、例えば、薬局でも赤い看板っていったらどこどこ、青い看板っていったらどこどこってわかるような、それがその色に込めた会社の思いとかそういうのが全部詰まってるって言われてるんですよ。だから、例えば、コンピュータ会社でもそうなんですけども、もうロゴでどこのもう、これはどこの製品だとわかる。そういう状況っていうのを作り上げていくことが、他社との差別化であったり区別化だと思うので、そのへん先ほどお金もかかるというけど、こういうのにお金かけることが大事だと思うので、是非、一生懸命ですね、そういうのを考えていただければ、プロを入れてですね、考えていただきたいなと思います。

○議長（熊谷雅幸） 金町長。

○町長（金秀行） 永井議員の御質問にお答えします。

非常にらんこし米を進める部分の中で、議員からもそういうことが必要だという御意見もいただきましたし、私も新たな取り組みとして、こういうような発想というのはですね、非常に、私も最初聞いたときに、南さんのところで、もう道立の試験場として毎年いろんな方が来てやっていますけども、これが今のらんこし米の原点であって、そしてブランド化になっただことなんだなと。食味計なんかもここが原点なんだなというふうに、本当に初めて聞かされた。これが論文としてきちっと出されてますので、これは町長、もどンドン言ってもいいよって言うくらいですね、この間、会議の中で言われましたので、そういうものを活用しながら、らんこし米のブランド化、昔はなんとかみんなが米を作っている中で、少しでも高く、そして買ってもら

う、そういうような部分の中でPRしながら進めてきたと。今、これからの時代ってというのは、やはり美味しく、そして特徴があってらんこしの安心安全なというそういうようなお米をもっとPRできる、そういうことが必要だになってということで、私も内部とですね、十分検討し、そして関係機関とも協議しながら、この部分については農業主体としている町としてですね、絶対これは必要だというふうに考えておりますので、今後進めていく中で、また議会の皆さんともいろいろ議論をさせていただきたいというふうに思っております。御理解をください。

○10番（永井浩） 終わります。

○議長（熊谷雅幸） これをもって永井議員の質問を終わります。
次に、5番金安議員、質問席へ着席願います。
5番金安議員。

金安議員、質問の途中に追悼の行事入るかもしれませんが御了承願います。

○5番（金安英照） 何分に追悼の行事が入るでしょうか。

○議長（熊谷雅幸） 45分ですから、金安さんの

○5番（金安英照） 終わる。

○議長（熊谷雅幸） 質問と

○5番（金安英照） 終わると

○議長（熊谷雅幸） 終わるならよろしいと思います。
質問と町長の答弁ぐらいでと

○5番（金安英照） 終わると思います。5番です。よろしくお願ひいたします。

私はですね、学びの機会の提供と充実について、教育長にお伺いをいたします。

教育行政執行方針 1 1 ページ、生涯学習の 2 点目に、本年度新たにふるさと学習館と曲子光男ギャラリーが中学校へそれぞれ移転、併設することとありますが、文化創造の場としての利活用として、具体的にどのようなことを提供し、推進されるのか。

また、教育的効果と学校教育との連携、地域との関わり等合わせてどのように展開されていくのかお伺いいたします。

○議長（熊谷雅幸） 渡邊教育長。

○教育長（渡邊貢） 金安議員の教育行政執行方針 1 1 ページに記載の学びの機会の提供と充実についての御質問にお答えします。

現在のふるさと学習館でございますけれども、平成 13 年に閉校となった名駒小学校の跡地利用を検討する名駒小学校跡地検討委員会の答申等を踏まえ、当時、実際に使用していた農機具や生活用品などを一般公開するための生涯学習施設として、旧名駒小学校の教室の一部を活用し、平成 14 年にオープン、現在に至っているところでございます。

この度、蘭越中学校の大規模改修に合わせ、中学校 1 階奥の空き教室を活用し、町の中心部にふるさと学習館を移転することで、町民の皆さんが利用しやすくなることや、児童生徒の総合学習の活用など、誰もが身近に親しめる施設として新たに運営してまいります。

また、本施設は単なる資料の展示場所にとどまらず、町民や来館者一人一人が文化、芸術に触れ、新たな価値観を創造する拠点施設として整備してまいります。

1 点目の文化創造の場の利活用として、具体的にどのようなことを提供し、推進されるのかとの御質問ですが、ふるさと学習会につきましては、開拓期の農機具や馬小屋の再現、また、商店街や祭り、ヤツメ漁の風景など、農と漁、暮らしと商いをテーマとした郷土資料をより観覧、鑑賞しやすく配置し、授業で教える教材や地域の魅力の発信、住民同士の交流に役立てるなど多角的な活用を図ってまいります。

また、日本画家曲子光男氏の絵画を展示するとともに、町民の皆さんの作品を展示する町民ギャラリーも併設いたしますが、本物の絵画作品に触発されながら、町民の皆さんが芸術文化を日常的に楽しみ、創造する場として機能させてまいりたいと考えております。

2 点目の教育的効果と学校教育との連携、地域との関わり等を合わせて

どのように展開されていくのかとの御質問ですが、中学校内にこれらの施設が配置される最大のメリットは、日常的な本物との出会いの中で、子どもから大人まで自ら歴史を理解し、その魅力を再発見することで、町に対する愛着や誇りを育むことができ、地域社会への参加意識が高まるものと考えております。

また、学校での総合学習の時間等において、生徒が自ら郷土の歴史や文化を調べる探究的な学びの場として活用していくとともに、美術の授業での鑑賞教育や町民の作品展を生徒がサポートするなど、世代を超えた感性の交流を通じて、豊かな心と郷土への誇りを育てまいりたいと考えております。

地域との関わりに関しましては、学校を核とした地域づくりの視点から開かれた施設運営を目指してまいります。学校施設内ではありますが、町民の皆さんや来館者が気軽に立ち寄れる体制を確保し、生涯学習の拠点として運用してまいります。

さらに、地域学校協働活動を通じて、地域住民が講師となるワークショップ等を本施設内で開催するなど、子どもと大人がともに学び、協働するコミュニティスクールの機能強化を図ってまいりたいというふうに考えております。

いずれにいたしましても、学校内に本町の歴史や伝統、民俗文化を収集、展示することで、本施設が次世代に受け継がれるための生きた教材として位置づけ、学校や家庭、地域が一体となった教育文化振興に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解願います。

○議長（熊谷雅幸） 金安議員。

○5番（金安英照） とてもわかりやすく丁寧な御説明でしたので、再質問も出てこないような状況でございます。

ただですね、教育長はよく御存じかと思えますけれども、この学校教育っていうのは、まさにこの学校の教育ですから、このような取り組みに相容れない否定的な学校がまだまだたくさんあるんですよね。でしてね、本当にこれ、関係各者、各者の皆さん、それから本当に何て言うのかな。御尽力、御協力いただいた皆さんのおかげでですね、本当に良いところにね、落ち着いたなと思ってね、本当に感謝申し上げます。

特に、あの曲子さんのね、件は本当にもう長い間、いろんなことがありま

したけれども、でもやっぱりあの長い時間かかったけれども、決してね、皆さんほったらかしにしてなかったし、そしてやっぱりあの早急にね、答えを求めなかったからこそ、からこそ今こうやって教育の場にね、結びついたらんじゃないかなって、そういうふうに思っております。

校内美術館って言葉がありましてね、東京とか岡山とかはですね、今、言ったように空き教室があるものですから、そのゆかりの作家とかですね、それからその出身、そこを卒業した作家さんのなんですか、その作品をですね、お借りして、お借りしてその学校祭や文化祭で展示して、多くの皆さんに見てもらって、自分の地元やその作家さんのことを知ってもらう生涯学習をやってるんですけども、うちはもうその心配が、借りる心配がないことですよ。まず、このまま生きた教材として、長らくこれからずっと次世代までですね、子どもたちのなんですかね、学びに、豊かな学びにつながってほしいなと思います。そしてあの真狩はね、真狩で育った子どもたちってというのは、もう子どもの頃にですね、伝記っていうんですか、自分の村のなんか郵便局長さんのね、話とか聞いて育っているようにですね、やっぱりこれから蘭越も育つ子どもたちには、曲子さんですとかね、こういうふるさと館を見てですね、郷土愛を深くですね、示させていただきたいなってこのように思ってる次第でございます。

まず、今後とも提供と充実よろしくどうぞお願いいたします。

ありがとうございました。

○議長（熊谷雅幸） 渡邊教育長。

○教育長（渡邊貢） 再質問にお答えします。

曲子光男氏の絵画の移転につきましては、当初、山村開発センターの改修の検討委員会の中でですね、そちらのほうでということで、展示の話が進められておりました。

それで、大規模改修やっていく途中で、1階奥の教室の空き教室が4教室ぐらい取れるだろうということで、踏まえて、まずふるさと学習館2教室と、先ほど言った農と漁と、それら馬小屋の関係の学習館をまだ取れるということで、是非、こちらのほうに一つにするとですね、そういうようなメリットもあるということで、そうさせていただくということで、名駒地域の了解も得ながら今日に至った経緯でございます。

先ほど金安議員からも丁寧に言っていただきました。最大のメリットと

しては、何点か学校内に置くメリットとしてはございまして、まず、地域の文化の伝承と継承ということで、これらの次世代に伝えて、そういう子どもたちが地域の、自分たちのルーツをですね、しっかり理解して、誇りを持つきっかけだということの一つでございます。

あと二つ目には、やはり地域住民の交流の場として使っていきたいという、展示会のみでなくて、ワークショップを通じて地域の人々がその場で意見交換をして、協力し合うことで地域の絆を深めたいということにもあります。高齢者と若者の交流、それが促進されることで、ますます地域が活性化につながっていくということです。

あともう一つは、教育的価値の向上ということで、やはり子どもたちが身近にその歴史文化に触れる機会が増えます。そういうことで授業の一環として、実際にこの資料を見たりですね、体験したりすることが近くにあるということです。これが学びが深まると。これによって地域の愛着、蘭越の愛着、理解が育まれて、教育の質がですね、向上していくというふうに考えられます。

あと最後に、やはり空き教室の有効活用というのが挙げられると思います。これは空き教室を有効活用することで、その施設を共有することですね、学校の存在意義、これを再確認できるんじゃないかなというふうに思います。

このへんのメリット等を踏まえて、学校施設内の運用も含めてですね、しっかり10月頃を予定しておりますけども、それに向けて運用のほうもしっかりやっていきたいと思っておりますので、御理解願います。

以上でございます。

○議長（熊谷雅幸） これをもって金安議員の質問を終わります。
ここで暫時休憩いたします。

○議長（熊谷雅幸） 再開します。

○議長（熊谷雅幸） 次に、3番淀谷議員、質問席へ着席願います。
3番淀谷議員。

○3番（淀谷融） それでは、今日最後になりますので、私は2問について質問させていただきます。

最初に、地域交通についてお伺いいたします。

町政執行方針17ページの地域交通の整備として、昨年実施したらんらん号によるデマンド運行の実証実験で得られた課題等を整理し、本年度はデマンド運行区間を拡大させ、町民の利便性を図り、地域交通における課題解決や持続可能な運営構築のため、公共交通連携員として新たに地域おこし協力隊を配置すると述べられておりましたが、次の点についてお伺いいたします。

- 1点目、昨年度実証実験した路線の本運行について。
 - 2点目、実証実験から得られた意見、課題等とその対応策について。
 - 3点目、本年度の拡大運行路線と同路線の本運行について。
 - 4点目、公共交通連携員の具体的な業務内容と採用見込みについて。
- 以上、4点についてよろしくお願いたします。

○議長（熊谷雅幸） 金町長。

○町長（金秀行） 淀谷議員の町政執行17ページに記載の地域交通についての御質問にお答えします。

はじめに、地域交通に関する事項については令和4年11月に設立した総務省の地域力創造アドバイザー、運輸局、社会福祉協議会会長、バス事業者や地域住民の代表など地域の公共交通関係者で構成された蘭越町地域公共交通会議において、蘭越町地域公共交通計画の検討をいただき、さらに地域公共交通の実施、らんらん号の運行に関する事項においても、これまで協議をいただいたところでございます。

さて、議員の1点目の、昨年度実証実験した路線の本運行についての御質問ですが、昨年10月から港方面を運行する路線を既存のルートは維持しつつ、デマンド方式での運行を試験的に行い、おおむね好評が得られ、利便性の向上が図られたことから、現在も継続して実施をしております。

本路線の運行については、全ての路線において、デマンド化が実現されるまでの間は実証実験とすることで、地域公共交通会議の中で確認をされたことから、4月以降につきましても、本路線は実証実験として、引き続き、デマンド方式での運行を行ってまいります。

2点目の実証実験から得られた意見、課題等とその対策についてですが、デマンドバスは約30名の方々が利用をされておりますが、一部の町民から毎回の電話予約が面倒であるとの御意見、実証実験当初、予約をせずにバ

スを待たれている方も見受けられました。対応策として、現在、バスの車内に予約表を設置し、電話をしなくても予約を車内で行えるよう、対策を講じております。また、予約をせずに乗車された方については、役場に予約をすることで、迎えに上がる仕組みになったことを個々にお伝えし、現在は待たれる方も見受けられない状況でございます。

3点目の本年度の拡大運行路線と同路線の本運行についてですが、本年度は4月当初から名駒方面を運行する路線をデマンド方式で運行する予定としております。

本運行については1点目同様、全路線において、デマンド化が実現されるまでの間は実証実験とすることとしておりますので、御理解を願います。

4点目の公共交通連携員の具体的な業務内容と採用見込みについてですが、業務内容は、日々の業務としてデマンド運行の運行管理を行うオペレーター業務、電話予約受付、利用者の自宅や降車場所までのルートの構築業務、またその情報をドライバーと共有する業務を担っていただき、それらの業務を経験しながら、本町の交通体系を把握してもらうことで、将来的なデマンド運行の拡大やルートの再編業務、近隣町村で協議を行っている既存民間バス路線の再編に関わる業務など、いずれは本町の公共交通に関する業務全般に関わっていただくことを考えております。

採用見込みについては、地域おこし協力隊員の募集を行ったところ、昨年行われた定住フェアの場で、本町のブースを訪れ、公共交通に興味のある方からの応募があり、面接も行い、採用の見込みで進めております。

いずれにしても、今後の地域公共交通は、高齢者や免許返納者の増加に伴う需要増、また、民間バス会社のドライバー不足による赤字路線の撤退など、様々な問題が見込まれる状況ですが、本町で設置しております地域公共交通会議での御意見などを参考に課題を解決しながら、町民の皆さんの利便性の向上が図られるよう、らんらん号の運行に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解を願いたいと思います。

以上です。

○議長（熊谷雅幸） 3番淀谷議員。

○3番（淀谷融） ありがとうございます。

今、答弁の中で、本運行については全路線の実証実験が終わってからということでありました。この部分に言って、今、5本、路線があると思うんで

すけども、そうすると、今年はまた名駒、何路線かはわかんないんですけど、そことあと残りの3路線、1年に1路線ずつ実証実験していくといたら、あと3年かかるというような感じなんですけれども、そしたら最初にやったところはずっと実証実験ということになっていくんですよね。基本的には。そうしたら、やはりそうじゃなくてですね、いや実証実験ってそんな何て言うのかな。1回、当初、そしたらこの港の5号路線というのは、10月から3か月の基本的に実証実験ということで、当初考えたと思うんですよね。それが、また伸ばして今年の3月31日までと、この路線の実証実験の3か月っていう期間を設けた理由、またはそしてそれからまた伸ばしたっていう、延長したっていう理由ってというのはどういう理由なのかなっていう。その中で、さっき言った3か月やったけど、また何て言うのかな。課題とか、そういうのが見つからないからまた3か月伸ばしたのかなという捉え方もあるんだけど、今の全部路線ということだったら、これから5年ぐらいかかるという、何て言うの。それよりまた今年やって2年だから、再来年に3路線やってもらえば、3年で終わるんだけど、何か計画的に何年まで実証実験をやって本路線いくかっていう、そういう計画がないと、おこななければだめだと思うんですよね。実証実験ばかりやって、これがまた5年間やって、また本路線いなくて実証実験っていうふうに、何かそういうようなことが懸念されるんですよね。やはり、ある程度の期間を実証実験という、何て言うのかな。その路線全てを期間を決めて、そして路線を進めていくってというのが本来の実証実験のあり方じゃないのかなと。そしたら1路線、1路線ごとの課題を取って行って、それを直していくっていうことになると思うんですけれども、いわゆる全体としてやって、そして全体のそういう問題点、利便性とか考えていくことが本来ではないのかなというふうに思っております。それが、その中から、これが1点目のその本路線と考えてるので。それと、さっき、何て言うのかな。2番目の得られた意見ということで、連絡が面倒だとか、それと予約をしてなくて立っていたとか、その部分、さっきの改善策としては、これを車内とかいろんなところにやって役場に言って予約できるという、それも一つの対応策だと思うんですが、これで1路線やってそれだけの問題が把握できて、意見とか、やったりということと対応策をしたと。そしたら、また次に、名駒がやって、またいるんだと、これからまた問題が出てくるのかなと思う同じような問題でもないかもしれないんですけれども、やはり実証実験でこういう、何て言うのかな。公共交通の一つの長いスパンじゃなくてなるべく早く実証実験を終わらせて、

何て言うのかな。本運転にいくっていうスタイルが一番いいなと、繰り返すことになるんだけど、いいと思います。

最近、近隣市町村でも実証実験終わって本路線に入ることが報道されておりました。うちはただ1路線で実証やって実証実験やるけれども、また実証実験、さっきも言ったこの1年、1年やったら5年もかかるというような感じなんですよ。やはり、もう少しこの何て言うのかな。実証実験を早く終わらせて、本運転にいくようなスタイルを考えていただきたいなというふうに思います。

それと、交通連絡員の件ですけれども、業務内容としたら運行管理とか予約とかルートとか、それらの部分見て、最終的にはそれらの再編とかいろんなことをやっていただくっていうことなるということでありましたけれども、この交通連絡員というものを、何て言うのかな。誰だったっけ。協力隊、協力隊に配置をするということであるんですけども、その予約が大変、協力隊のその人のさっき言われた、言って、その経験があった方、能力のある方をもう採用されているということの見込みだということでお伺いしました。

それで、本町の場合、いろいろと今までも連絡員か、協力隊っていう方を募集してきているんですけども、なかなか採用がなかった、何て言うのかな。希望がなかったということで、先般の補正予算でも減、いなかったから減にしたということでもあります。これまでも感じてる部分あるのは、平成4年か。4年のときの貝の館のときにも応募したと。でもいなかったと。そのときにもちょっと質問させていただいて、いろんな条件が厳しいのではないかとということで、それを緩和してやったけどもいなかったという経過もあります。やはり、協力隊の使い方っていうのはね、もうちょっと問題あるのかなと思って、いろんなだめなものはただ人不足だからそこにそういう人をあてるということは、この趣旨と反すものですから、そんなことはないと思うんですけども、今現在使っている、何て言うのかな。地域協力隊って蘭越に何名、今、おられるんでしょうか。いや、協力隊っていうそういう部分で。協力隊がね、応募してもいないとかなってて、今まで、そしてホームページ、ちょっと調べて、開いてみて、協力隊の部分をちょっとページを開いたら、なんだっけな。ホームページの協力隊の一覧の中に、あのですね。募集中の協力隊員ということで、商工観光から特産品開発支援、レストラン店長候補、または商工会事業支援ということで3名の募集をしたと。ホームページ見たら。自分、ちょっと確認したら。その方がまだ募集してるのかわかんないんだけど。昨日の補正の中で減にしたっていうことで、多分、商工観光、

何かその1名だと思っただけですけども。それともう一つあったのは、公共交通連絡員ということでそこにも載ってたんですよ。そして、今回、質問するためにどういう募集とか内容をしようと思ってクリックしたんですよ。そしたらホームページの、何て言うか、そこをクリックすると、ホームページの最初のページに戻るんですよ。要は出てこないんですよ。ていうことは、さっきよくわかったんですけども、もうそれが見込まれてるから、そのところは省いた、何て言うか、クリックしても出てこないっていうことになったと思うんですけども、いや、そうであれば、そのクリックのところ、もうそこ決まっていたら、そこを削除してよろしいのかなというふうに、それが気づいて、今回、この質問するためにっていうことで、ちょっと感じたことです。

そういうこともあって、本当にその協力隊員を使うということはとてもいいことなんだけども、何となく、うちにあまり希望がない、自分が感じる部分なんだけども、どうして来ないのかなという、すごくあってて。そんな感じしております。それで今、何名いるかということであって調べて、今ですね、多分ね、1名の方かな。いるのかなと思います。商工振興員ということで1名使われてる。なんか聞いたところ、今年3月31日で終了かなって聞いております。そういうこともあって、この新しい方が来られて、もし最終的に来られて、継続的に使う。何て言うのかな。基本的には、その協力隊っていうのは、地域の定住とか移住、最終目的はそこっていうことで、なんですよ。だから、やはりそこに魅力っていうかね、こっちに来て、自分たちのその能力を発揮できるようなシステムとか、そういうふうにしなればいけないというふうに思っております。その自分も感じてるんですけども、地域協力、地域おこし協力隊が僕はあまり知らなかった。何て言うのかな。やはりどういう活動をしているか、来たらですね、どういう活動をしているというか、そういう交流を深める自主性とか、そういうものを使うしていかなければ、なかなか馴染んでいってこないんじゃないのかなと思います。だから、やはりそういう部分で、来た人の方を自主的な部分でサポートする、支援もとても必要だと思うんです。ちょっと何となくその支援の部分ばかり言ってるんですけども、やはりせっかく来てもらうんだったら、ずっと長く定住していただけるような、ここでやっていただけるような方をそういうサポートしながら、お仕事をさせていくというようなスタイルをとってはよろしいんじゃないのかなと思っております。

そういう中で、地域おこし協力隊員で、自分もそうなんですけど、どうい

う活動をしているのかちょっと見えてこないという部分があって、やっぱりその部分の地域住民とコミュニティができるというか、そういう何て言うか、場を設けたり、いろんなその活動内容を報告したり、そういうことをしていくことも、とても大切ではないかなと思っております。せっかく来られる方がずっと蘭越に住んでいって定住していただけるような、そういうサポートをしながらしていただければなと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（熊谷雅幸） 淀谷議員、他の協力隊の話についてちょっと通告がありませんので、若干、答えられないかもしれませんが御了承ください。

金町長。

○町長（金秀行） 淀谷議員の御質問にお答えします。

なぜ実証実験をやっているかということでございますが、実は、地域公共交通会議の中でも、今の5路線なんですけど、町内5路線方面を目名、湯里、名駒、三和、港方面っていう部分の中を統合して、それを実は三つのエリアに統合して、そしてさらに蘭越から昆布間というものを毎日運行させていく、そういう計画でいます。

ですから、あくまでも今の部分は港方面を行ってますけども、将来的には、東部、北部、西部という部分の中で東部については湯里地区、北部については三和、西部は目名、名駒、そういうようなエリアに区分して、週3回、1日2便で運航しているという計画をですね、実は地域公共交通会議の計画の部分の中でそれを示しながら、今、進めているところです。

ですから、今おっしゃっている部分からいくと、それがきちっと統合されて、そして運行をきちっとデマンドとしてできる体制を整えば、その部分からいくときちっとした本運行ができていくというふうな考え方であります。

ですから、今は港方面までのほうを1便、デマンドでやります。今は名駒です。そのほかに目名とか、湯里方面とか、それぞれありますから、その部分を今、実証実験をやりながら、並行しながら、エリアの区分っていうものも協議してできていくようになれば、それを進めていきたいという考え方でいます。

ですから、1年ごと実証実験やって、それ全て終わってっていう考え方はなく、その実証実験を行いながら統合できるところは統合して、次の段階に進めていければなっていうふうに考えているところです。

ですから、その部分からいくと、その本運行という部分ではなく、実証実

験というかたちの中で、そして3エリアがきちっと行えるようになって、初めてうちの町内の公共交通という、そういう部分の中が整ってくるのではないかなってということで、今、公共交通会議の中でもいろいろ協議をさせていただきながら進めているという状況ですので、御理解を願いたいと思います。

それと併せて。地域協力隊の部分について御質問がありました。

地域交通という部分での御質問ですから、その部分での他の協力隊の部分についてはちょっとお話している部分はいかがかかっていうふうには思いますが、現在、今、1名の方が協力隊としております。

今回の地域おこし協力隊、公共交通連携員という方は、実は定住フェアの場に、うちのブースに来てですね、そして自分はこのことに興味があるっていうお話をした部分の中で申し込んだ方です。この方の経歴を言うと、日本交通の株式会社、タクシーの業務運転をしてた方ですから、2種免許を持っています。さらに、東急バスの全乗務員の勤務スケジュールとか日報とか、そういうものも今まで行って来たという、そういう経過があるので、交通に関してはやはり相当の熟練した方だになっていうふうに思っていますので、そういう方が協力隊として来ていただいて、うちの今のデマンドの地域交通のかたちに関わっていただければですね、協力隊は3年ですから、その3年の状況を見て、そしていろいろうちの公共交通のあり方も、その間に変わってくる部分もあるのでね、そういう状況を見ながら、彼の処遇というか、そういう部分については検討してまいりたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（熊谷雅幸） 淀谷議員。

○3番（淀谷融） 今、地域おこし協力隊の関係ですか、これ質問したってというのは、その連携員をそこらの方を採用するということで配置をするということであったから、それに関して質問させていただいたということを御理解いただきたいと思います。

それで、今の町長の答弁で、よくその運転手さんということで、経験もあるということでもわかりましたので理解いたしました。

まだ、ただ先ほど言ったように、なかなかこの何て言うの、蘭越に定着しないということがあるもので、そういう部分でもっと支援員のこういう

交流とかコミュニティをつくるようなシステムをサポートしていただきたいということで、質問したので、そのへんで御理解いただければというふうに思っております。

それと、今、さっき言った3エリア、3区分ということで、それでもですね、やはり何年か計画あって、ある程度の計画を立てないとならないのかなと思って、常時そういうふうにやっていっても、そうなかなかという、ある程度のめどが立って、この何年までにはそういうエリアに3区分にしたいという一つの目標を立てて実証実験していけばよろしいのではないかなというふうに考えるわけです。自分はそう感じるわけです。やはりそういうふうにして実証実験しているのであれば、そういうこともあるんじゃない、ある程度の計画期間を期限つけて実証実験するというのも大切だと思います。

それとですね、それと、問題点って、公共交通の部分であってこれは町内の部分、これちょっとちょっと離れちゃうのかもしれないんですけども、やはり公共交通の中であると、弱者の方とか町内に買い物、通院の方とか、町内だけじゃなくてね、今度、何て言うの、近隣の町村に行くっていう部分でも、結構、これちょっと離れるかもしれないけども、そういうものも出てくる今後。それちょっと、よろしいです。そういう部分も今後、検討されていかなきゃならないのかなということで、ちょっと関係ありませんがよろしいですかね。先ほどの件だけお願いします。

○議長（熊谷雅幸） 金町長。

○町長（金秀行） 淀谷議員の再質問にお答えします。

まず、地域協力隊の部分の中のサポート体制とかそういう部分については十分していくべきだという部分については、私も理解ををしているところでございます。これまでもいろんな新しい事業をやって、いろんな方が入ってきた部分の中で、何をどのような考え方を持ってていう、移住、定住をしてくると、やっぱり外部から人が入ってきますので、その方々が本当に蘭越の部分の中で、どのような、何て言うか、不便を持ったりとか、それとか何か困りごとあったりとか、その体制をどうしていくかということとはこれは重要だと思いますので、今の御意見をきちっと内部でも検討しながら、より良い職場環境というか、働いてもらうためのですね、そんな環境整備を努めていきたいというふうに思っております。

それと、今のらんらん号の関係についてですね、実は、今の蘭越町の地域公共交通計画って、これあります。この部分からいくとですね、2029年には全て整うということになってますが、できれば令和9年、令和10年、そのこの部分の中で、運行の見直し等も図りながら、なるべく議員がおっしゃった、早いうちにですね、その部分を進めていきたいというふうには考えてます。

ただ今、一つやってもですね、本当に職員がそのこの家庭まで行って説明しなかったらならないとかですね、いろんな対応もとらないとならない部分もあります。

ですから、限られた人数ですから、新しいことをやっていくっていうふうになると、いろんな課題なんかも出てきますのでね。今回、また名駒のほうをやってく。さらに目名のほうをやってく、昆布の湯里のほうやっていくっていうふうになると、そこに住んでいる方々いろいろやっぱり違ってくるし、実際には利用されて、そこを運行していくとですね、大体利用されているっていう方は同じ方なので、その人方の状況を把握できればスムーズにいくということもあります。

ですから、やるに当たっては、その地域の方々とか、そういう部分の中で今現在、らんらん号運行してますから、その中で御意見聞きながらスムーズに努めていくことが必要だなっていうふうに思ってます。今、計画上はこういうふうにありますけども、できればそのこの部分できちっと順調に進むように進めていくのと併せてですね、どのような状況だということについては、なかなか議員からの今、御指摘のとおり、議会の中でも周知をされてないっていう部分でのお話もありましたので、こういうような状況だというようなものを、常任委員会とかそういう部分の中でですね、説明をさせていただいたりとか、協議をしていただく、そんなような場は作っていききたいなというふうに考えておりますので、御理解を願いたいと思います。

以上です。

○議長（熊谷雅幸） よろしいですか。

ここで15分間、休憩いたします。

再開は15時30分とします。

○議長（熊谷雅幸） 再開します。

○議長（熊谷雅幸） 淀谷議員、2項目目に移ってください。
3番淀谷議員。

○3番（淀谷融） それでは2問目でございます。
脱炭素社会に向けた取り組みについて。

町政執行方針21ページ、エネルギー対策の推進ですが、昨年度、二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すゼロカーボンシティ宣言を表明され、本町でも脱炭素社会に向けた取組を進めるとあります。

地球温暖化対策の推進に関する法律では、地球温暖化対策地方公共団体実行計画の策定に努めることが定められており、本町では2024年3月に、蘭越町地球温暖化対策実行計画事務事業編を策定し、公共施設等のLED化などにより二酸化炭素排出量の削減に努めていると理解しております。

ゼロカーボンシティ宣言を表明したことで、行政だけではなく町全体で脱炭素社会に向けての取り組みを進めることが必要であると思えます。

そこで、町全体を対象区域とした町民・事業者・行政が連携協働して取り組む蘭越町地球温暖化対策実行計画区域施策編を策定すべきと考えますが、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（熊谷雅幸） 金町長。

○町長（金秀行） 淀谷議員の町政執行方針21ページに記載の脱炭素社会に向けた取り組みについての御質問にお答えします。

脱炭素社会の実現は、私たち自治体にとっても重要な使命でございます。本町が実施する事務事業について、町及び職員が地球温暖化対策を率先して実行するための指針となる地球温暖化対策実行計画の事務事業編については、議員御指摘のとおり、2024年3月に策定し、二酸化炭素排出量の削減に努めているところでございます。

本町では、脱炭素に向けた取り組みとして、国の補助事業を活用しながら幽泉閣のヒートポンプ導入による重油の削減や、本来であれば廃棄される籾殻による燃料棒を作成し、販売などに活用しております。

また、再生可能エネルギーの利活用を推進するため、町内住宅用の太陽光発電システムや省エネにつながる断熱改修について、設置費用、改修費用を一部助成することで、二酸化炭素排出抑制への取り組みも実施しているところでございます。

町全体を対象区域とした町民事業者、行政が連携協働して取り組む蘭越町地球温暖化対策実行計画の区域施策編を策定すべきとの議員の御質問でございます。脱炭素の実現には、公共施設における再エネや省エネ設備の導入、みずからの事務事業による温室効果ガスの削減だけでは限りがございます。

事業者や住民の取り組みなども含めた区域全体の削減計画と目標を定め、町全体で共通認識を持つ必要性は重要であるというふうに考えております。

そのような中で、地球温暖化対策実行計画区域施策編の策定について、現在、準備を進めております。現在のところ素案は完成をしております。その素案に基づいて、内容については環境省で示されている策定マニュアル、支援ツールの活用、自治体排出量カルテに基づく温室効果ガス排出構成の数値を参考にしながら策定し、その内容について、現在、今、役場内部です、各課に照会をしながら意見照会を行っているという状況です。

今後は、この素案をもとに、町民の皆さんにその計画の内容の把握、意見をいただくことを目的にパブリックコメントを実施して、その意見を募って、その後に議員の皆さん、常任委員会等を通じてですね、説明をして、また御意見等をいただいて完成に向けて進めていきたいというふうに考えておりますので、御理解を願いたいと思います。

以上です。

○議長（熊谷雅幸） 淀谷議員。

○3番（淀谷融） ありがとうございます。

この策定に向けてですね、実は、令和4年の第4回定例会において一般質問させていただきました。その中で、今、言われたゼロカーボンシティを表明されて積極的に排出量の削減に取り組んでいく明確な姿勢を示すべきではないかということで御質問させていただきました。町長からの答弁で、脱炭素社会の実現に向けた目標、そして講じるべき手段を事前に示すことが重要であるということから、これらのプロセスを踏まえた上で前向きに検討するという御答弁をいただきました。それから3年が経過して、昨年7月、昨年ですか。えがおの森植樹会の開催と併せてゼロカーボンシティ宣言を表明されたということで、本当に感謝しているところであります。その間ですけれども、平成31年3月に策定した蘭越地域新エネルギービジョンの改訂版を、令和6年3月に策定されておりますし、令和6年の1月には蘭越

町再生可能エネルギー導入推進計画も策定されております。

そのような中で、いろいろとこの地球温暖化対策推進法に基づいて、この実質的な蘭越町地球温暖化対策実行計画の事務事業編ということで、これも6年、令和6年3月に改訂版と第2次のものを策定されております。その中で、事務及び事業に伴う排出される温室ガス削減に向けて取り組まれてこられたのだらうと思います。

その中でこの目標ということを実際の計画の中でちょっと触れさせていただきたいんですけども、本町の計画の削減目標は、2019年3月に策定した計画における排出削減目標40%ということで、これは3,182tということから更なる削減を図るために、2030年度までに基準年度2017年度比で50%の削減することを目標としております。それで、2017年度の温室効果ガスが5,304tということの50%ですので、2,652tを目標として掲げている計画でございます。その部分で、これまでもそれに向かって事務事業編についての削減に努めてこられていると思っております。どのぐらいの目標というのは今回はお聞きしませんが、やられているというふうに確認しております。その中で、新年度予算にその一環として電気自動車の導入とか、そういうものを進めているということで理解しているところでございます。

それで、先ほど町長が答弁されて、今、全町民が、行政だけではなくね、事業者とか町民一人一人の協力が不可欠でありますこのカーボンニュートラル、ゼロにするカーボンニュートラル実現にはってということで、その部分で言われた、先ほど蘭越町地球温暖化実行計画区域施策編を策定されていると、準備されていると、素案はできているということでありまして、これからその素案が出てくるんだらうと思います。それでパブリックコメントとか町民の意見を聞いて最終的なものができるんだらうと思います。

それで今、準備されている3月っていうか、3月までにやるのか、それとも、何て言うのかな。新年度に向けてってということなのか、そのへんだけちょっとお伺いしたいんですけども。

よろしく申し上げます。

○議長（熊谷雅幸） 金町長。

○町長（金秀行） 淀谷議員の御質問にお答えします。

今、議員がおっしゃられたとおりですね、事務事業編っていうものを策定

して、行政みずからの施設とか活動において削減目標を定めたと、数値は今、議員おっしゃったとおり、2017年度が5,304tを、30年度は2,652tということで約50%削減しようという目標を定めております。

区域施策編については、地域全体の町民や企業、その取り組みを指しておりますので、主な今の案ですけども、これについては、実は、蘭越町の削減っていうのはですね、あの温室効果ガスの算出方法ってあるんですが、これは今、環境省のほうで、地方自治体の実行計画区域編マニュアルっていうのがあってですね、議員も御存じと思うんですが、そこに基づいて、今、うちも策定をしております。

その中で、2022年度が3万3,670t、それをですね、今、2030年には2万3,110tということで、約48%、50%近く削減をしようという目標を立ててですね、その区域施策編を今、素案として作りました。ですから、そこを今、先ほど申し上げましたけど、庁舎内でもう一度確認行為をして、そして、そのあと町民の方々にパブリックコメントをすると。

ですから、時間的な部分でいくと3月中にはちょっと難しいなというふうに思っておりますので、その部分については、議会の常任委員会とか、そういう部分になればですね、やはり新年度に入ってしまうなというふうに思ってます。

最終的にはパブリックコメントも行った部分で意見をいただいて、それを反映した計画案を議会の皆さんの方にお示しをして、御意見等をいただいて最終的な区域施策編というかたちで策定をして、町民の方々に示すというなかたちになると思いますので、そのへんのところは新年度の中で行っていければというふうに考えておりますので、御理解を願いたいと思います。

以上です。

○議長（熊谷雅幸） 淀谷議員。

○3番（淀谷融） ありがとうございます。

計画が順調にできること期待しております。

それで、ちょっと関係ないんですけど参考までに、先ほどですね、蘭越町の新エネルギービジョン策定ということで、ちょっとこれ、質問ということでなくてですね、先ほど言った再エネとかを使っていろいろな協議を進めておるんですけども、この新エネルギービジョン73ページに掲載されて

たんですけれども、新エネ最大限導入ケースということを試算されて、これ載ってたんですけれども、新エネ最大限導入ケースでは、2030年度までは国などのシナリオケースと同程度に新エネルギーを導入を行い、その後、徐々に再エネ導入量を増加し、再エネを最大限導入するものとして試算されたというふうに書いております。

そうすると、蘭越町全体の2017年度のエネルギー消費量が14万5,113MWhであるのに対して、新エネルギー導入ポテンシャルは電力で366万3,720MWhということで、熱量で7万5,556MWh存在していると書いておまして、それで町の再生可能エネルギーは消費エネルギーを上回っているという計算になっているということになっていました。

このため、2013年の二酸化炭素排出量と比較して2030年は43%減少し、2050年には全ての使用エネルギーを新エネルギーに置き換え、二酸化炭素排出量は100%削減できると推測されると掲載されています。

これはあくまでも蘭越町が持つ新エネルギーを最大限導入すると、2050年に町からの二酸化炭素ゼロにすることができるということになるんですけれども、ただしということがありまして、新エネルギーの導入には、導入する場所、周辺の環境や住民への影響等の問題があって、十分に検討して導入することが必要だということでもありますので、ビジョンの中にはそうやって全てのものを再エネを使えば、2050年までには完全にゼロになるという。でも、環境とか、さっき言ったように、導入時期とかいろんな環境にあってはそうはいかないということでもありますので、この計画もありますので、今回、向けて、カーボンシティ2050に向け、ゼロに向かって事業を推進していただきたいと思います。

よろしくお願いたします。

○議長（熊谷雅幸） 金町長。

○町長（金秀行） 淀谷議員の御質問にお答えします。

すいません。ちょっと私、その冊子は今、持ってきてなかったものですから、議員がおっしゃった数値等に向けてですね、それは努力していきたいというふうに思っております。

ただ、私もですね、全て再生可能のその物を入れたからそれがゼロになるかっていうと、現実はなかなかやっぱり難しい部分があると思うんですね。

そこを補うっていうのは、やはり森林だというふうに思っております。

ですから、二酸化炭素を排出する部分を削減しながら、さらには二酸化炭素を吸収するという、森林の果たす役割っていうのは、私はやはり大きいという部分もありまして、今回、一般質問でもいただいた、その部分の中での森林の果たす役割、森林整備、これはやっぱり重要だなんていうふうに認識をしているところでございますので、これから再生可能エネルギーっていうのはいろんな部分の中で必要な部分とですね、今回、いろいろ出た部分の中で、配慮したり検討しながら行っていく部分というのがありますので、十分、そのとき、そのときのいろんな事案というか、そういうものをきちっと内部で協議するとともに、これもそういうあった場合は、議員の皆さんにも説明をして、いろいろ御意見をいただきながら進めてまいります。

ですから、やはり蘭越の持ってる資源っていう、森林、自然、やっぱりそういうものをきちっと残して、その活用によって削減をゼロにしていくっていう、そういうことは、私はこれは絶対必要なことだなんていうことは認識しておりますので、今後ともいろんな部分、また御意見いただきながら進めてまいりたいと考えております。御理解ください。

以上です。

○議長（熊谷雅幸） よろしいですか。

これをもって、淀谷議員の質問を終わります。

これにて一般質問を終了いたします。

○議長（熊谷雅幸） 日程第2、議案第19号から議案第25号までの令和8年度蘭越町一般会計、各特別会計及び各公営企業会計予算を一括議題といたします。

審査の方法について、議会運営委員会の決定事項を議会運営委員長からお諮り願います。

7番難波議員。

○7番（難波修二） ただいま上程されました、議案第19号から議案第25号までの審議の方法について、議会運営委員会の決定事項をお知らせいたします。

令和8年度蘭越町一般会計、各特別会計及び各公営企業会計の審議は、議員全員による予算特別委員会を設置し、これに付託すべきと決定いたしま

したので、議長よりよろしくお取り計らいのほどお願いいたします。
以上でございます。

○議長（熊谷雅幸） お諮りします。

ただいま議会運営委員長からお諮りのとおり、本案は議員全員による予算特別委員会を設置し、これに付託することとしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は議員全員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました予算特別委員会の正副委員長の選出方法は、慣例により、正副議長、各常任委員長、議会運営委員長により選考の上、選出したいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、予算特別委員会の正副委員長は、正副議長、各常任委員長、議会運営委員長により選考の上、選出することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

○議長（熊谷雅幸） 再開します。

○議長（熊谷雅幸） 選考委員長から選考結果の報告を願います。

7番難波議員。

○7番（難波修二） 予算特別委員会の委員長及び副委員長の選考結果を報告いたします。

委員長は10番永井議員、副委員長は2番北山議員を選考しましたので、報告いたします。

以上でございます。

○議長（熊谷雅幸） お諮りします。

ただいまの選考委員長の報告のとおり決定することに、御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、予算特別委員会の委員長には10番永井議員、副委員長には2番北山議員と決定いたしました。

○議長(熊谷雅幸) お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会としたいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、本日は延会とすることに決定いたしました。

午後 3時53分 延会